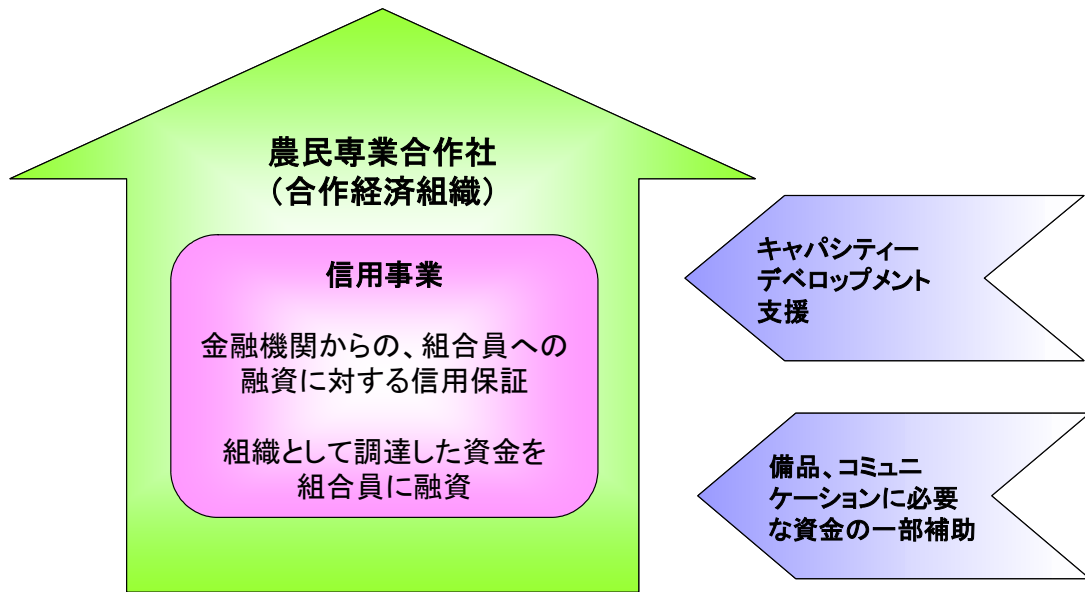


図19-15 專業合作組織による信用事業び試行



出所：調査団作成

19.5.3 具体的実施手順パイロット実施は最長3年間とする。

(1) ステップ1：タスクフォースの設置

人民銀行、農業庁、銀行業監督管理局、その他の関係機関がメンバーとなるタスクフォースを各省に設置する。組織への直接支援は県政府の職員が担当する。タスクフォースは、組織の自主性を促進しつつ、活動をモニターし側面的な支援を与えることを主な任務とする。

(2) ステップ2：対象組織の選定

西部の農村経済合作組織の中から、対象を選ぶ。その際、西北部の2省、西南部の2省からそれぞれ3つ、計12の組織を選定するのが適当であろう。基準としては、その組織に信用事業を実施したいという強い意思があること、設立されてある程度の年数がたっていること、民主的な組織運営が行われていること、協同活動を積極的に行っていること、などがもっとも重要である。

(3) ステップ3：運営規則と事業計画の策定

それぞれの組織は、信用業務の運営規則と事業計画を策定する。規則は民主的な方法で策定されることを義務付け、組織の主体性を重視する一方、19.5.2の(1)で述べた基本原則が遵守されるよう支援する。

(4) ステップ4：検討会と経験のとりまとめ

毎年、各省の対象組織の代表者とタスクフォースのメンバーを集め検討会を開催する。そこでは、実施の進捗を報告すると同時に、実施過程であきらかになった課題

やさりなるキャパシティーデベロップメントの必要性などを議論する。

各省のタスクフォースは、毎年及びパイロット期間終了時に報告書を取りまとめ、協同組合金融の発展の可能性について提案する。中央政府の関係部局は、報告書及び提案内容を検討し、かつ別途調査研究を進め、それらの成果を踏まえて、農村における協同組合金融の制度化を企画立案し、その支援体制を整備する。

19.5.4 留意事項

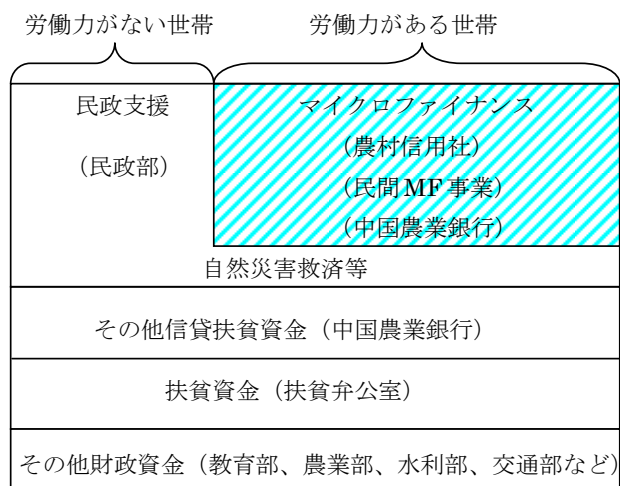
省銀行業監督管理局の下部機関が定期的に監査・指導を行う。

19.6 農村マイクロファイナンスの強化

19.6.1 提言の背景

第8章で論じたとおり、農村における貧困削減は図19-16に示すごとく、財政と金融のツールを組み合わせによって実施されている。その中で、本項では斜線のマイクロファイナンスの強化に焦点を当てて提言する。

図19-16 農村における貧困削減のための財政金融ツールとマイクロファイナンス



出所：調査団作成

マイクロファイナンスは事業用資金を貸付けることにより個々の貧困世帯の収益を増やし生活を向上させる効果をもたらす。中国では、1993年からマイクロファイナンスが実施されている。主要な提供形態は中国農業銀行による「小額信貸扶貧到戸貸款」、農村信用社による「農戸小額信貸貸款」「農戸連帯保証貸款(農戸联保貸款)」、民間マイクロファイナンス事業体¹¹(以下「民間MF事業体」と略す。)によるグラミン銀行モデルなどである。

¹¹ 非金融機関係マイクロファイナンス事業体を指す。

マイクロファイナンスの貧困削減効果に対する認識が深まるなか、マイクロファイナンスの発展を促すことは重要な課題である。しかしながら、いずれのマイクロファイナンス提供機関も十分な収益を得ることが出来ず、提供範囲の拡大に行き詰まっている。民間 MF 事業体に資金支援を続けてきた国際機関や海外政府のドナーも、今後の継続支援はマイクロファイナンスが持続発展可能な事業として制度改革がなされることに、期待を寄せている。

19.6.2 提言の内容

マイクロファイナンスが農村地域の貧困者層に行き渡るサービスとして持続発展可能なシステムを構築するため、マイクロファイナンスの提供機関とその位置づけ、運用上の改善点、支援体制について提言する。

(1) マイクロファイナンスの提供機関と位置づけ

貧困層全体にマイクロファイナンスを提供するためには、正規金融機関の枠をこえて多様性金融機関にマイクロファイナンスの提供を認め、それらの提供者機関が互いに相互補完する機能を果たすように調整するべきである。マイクロファイナンス提供機関の中で、マイクロファイナンスの融資残高が最も大きいのは農村信用社である。しかし、現在までのところ、農戸小額信用貸付の主たる貸付ターゲットは貧困層ではない。また、郷鎮に支店を持たない中国農業銀行は、マイクロファイナンスの提供主体としての役割を徐々に減じつつある。このようななかで、民間 MF 事業体の発展を促して、正規金融機関で満たしきれない貧困層の借入れ需要を充足していくことが課題である。なお、扶貧弁公室が扶貧資金をリボルビング・ファンドとして運用して貧困層に現金または現物を貸し付けている事例がある。この扶貧資金のリボルビング・ファンドは、金融機関や民間 MF 事業体でも与信が及ばないリスクが高い絶対貧困層に対するサービスとして更に活用され必要がある。

(2) マイクロファイナンスの運用上の改善点

以上のような全体の構図のなかで、以下では、便宜上、マイクロファイナンスの主たる提供主体である農村信用社と民間 MF 事業体を「マイクロファイナンス提供機関」と称して、マイクロファイナンスの運用上の改善点を提言する。

1) 金利の見直し

マイクロファイナンス提供機関がサービス地域拡大を可能とする内部留保を確保するためには、費用は受益者負担という原則を保つべきである。利息を構成する調達コスト、運営コスト、貸付リスクの3要素のコスト分析を行い、コスト削減を十分に図った上で、各事業体がマイクロファイナンスの運営と展開にみあった金利を自由に設定することを促す。また、借入れ側の妥当な利益を守るため貸付上限金利は設定するが、その水準はマイクロファイナンス提供機関の運営を損なわない範囲とする。

2) 貸付条件の見直し

貸付金利は高くても、必要な時に借入れられ、資金余剰に応じて期限前返済出来れば、金利支払いを抑えられる。また、生産期間と借入期間が合致していないことは、借入れ側の返済負担を高め、不良債権率を高める原因を生む。現在提供されているマイクロファイナンスの貸付期間は1年を超えないものが多いが、牛の飼養など生産の回転期間が2年にわたる資金使途もあるため、1年を超える貸付期間の設定も検討されるべきである。それを可能とするためには、マイクロファイナンス提供機関が1年を超える安定した借入れができるように支農再貸款などのマイクロファイナンス提供機関への貸付スキームが再検討するべきである。また、一括返済に比べ、分割返済は貸付リスクを減らす効果があるため、貧困層に貸付ける場合は、分割返済を取り入れる。

3) 会計管理の標準化と開示

マイクロファイナンス提供機関が資金提供をうける金融機関またはドナーに対して運用成績に係る情報を開示して、透明性を高めることは、安定的な資金源の確保につながる。そのため、マイクロファイナンス提供機関に対してCGAP(Consulting Group to Assist the Poor)作成のガイドラインに準じ¹²、マイクロファイナンス事業にかかわる会計管理の標準化と開示を義務付ける。

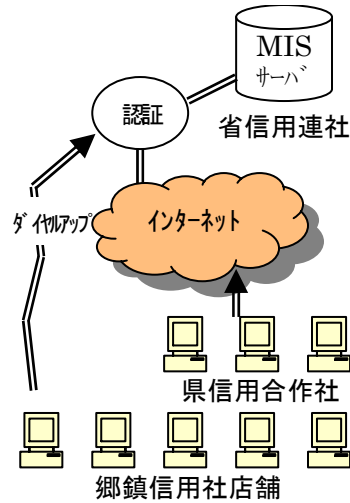
4) IT化の促進

異なる貸付条件のもと正確な業務管理を行うためには、経営情報システム(Management Information System : MIS)の導入が必然的である。IT化にあたっては、なるべくサーバクライアント型¹³をとるよう方策をたてる。点在するクライアントコンピュータは、ダイヤルアップもしくはインターネット経由でサーバに接続するが、ワンタイムパスワードまたは指紋認証などのアクセス認証を行うことにより、セキュリティを保つ。ネットワーク設計を行い、サーバコンピュータを立ち上げれば、クライアントの導入は段階的に行える。

¹² CGAPは28のドナー機関が貧困層への金融サービスの発展のためにつくった協会である。
<http://www.cgap.org/>にて各種ガイドラインを紹介している。会計管理のガイドラインはRosenberg et al.(2003)にて示されている。

¹³ サーバクライアント型はクライアントPCが要求する情報処理をサーバコンピュータ内で処理する方式。

図19-17 サーバクライアント型MIS構成案（農村信用社）



出所：調査団作成

5) センター・ミーティング¹⁴機能の見直し

農村信用社の農戸联保貸款は、民間 MF 事業体の経験に学んで商品が設計されたが、センター・ミーティング機能はとりいれていない。しかし、センター・ミーティングは貧困層への貸付リスクを軽減するだけでなく、貧困削減効果を増強させる役割を果たしている。なぜならば、センター・ミーティングは単に民間 MF 事業体から派遣されているローン・オフィサー（信貸人員）¹⁵が貸付と回収業務を行っている場ではなく、マイクロファイナンスの顧客が借入れによって生活が向上した成果を語り合い、また、直面している問題点や借入金の運用のために必要な技術について情報交換をする場として役立つからである。そして、そのプロセスを通じて連帯感が強化されて、返済リスクが軽減されている。農村信用社が農戸联保貸款を通してより多くの貧困層に貸付を実施するうえで、必要に応じてセンター・ミーティング機能を位置づけていくこととする。

(3) マイクロファイナンス提供機関への支援体制

マイクロファイナンスの機能強化のために、以下4点の側面支援が必要である。

1) 技術提供機関との連携強化

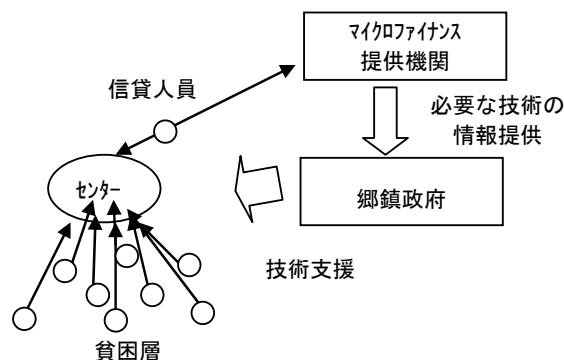
マイクロファイナンスの主たる資金使途である事業用支出の収益性を高めるには、貧困層に対して借入資金を運用している事業に関する技術支援をすることが効果的である。しかし、マイクロファイナンス提供機関に技術情報まで提供させるのは費

¹⁴ センター・ミーティングは民間 MF 事業体と顧客グループとの接点である。顧客グループは、指定された集会場（センター）に定期的集まり、借入れや返済手続きを行うとともに、共通の問題点を話し合う。

¹⁵ 信貸人員はマイクロファイナンス提供機関と契約で働く臨時スタッフを指す。住居近くの複数の村をうけもち、民間 MF 事業体と顧客の間をつなぐ役割を担っている。

用の増加と非効率化につながる。そこで、農家が必要とする技術を県及び郷鎮政府の該当部から提供できる体制をつくる。県及び郷鎮政府は、マイクロファイナンス提供機関から得た情報をもとに技術支援計画を作成して、センターを通じて講習者を募集する。

図19-18 技術連携の構図



出所：調査団作成

2) 安定的な資金供給

民間 MF 事業体に資金を供給する意思があるドナーは国際機関や政府機関にとどまらず、国内外の企業家や個人からも献金を得ている。しかし、農村信用社は、その運営成績の不透明性がドナーからの協力を控えさせることになっている。(2)で論じたマイクロファイナンス事業の透明性の確保は資金供給源の拡大につながる。政府は、マイクロファイナンス提供機関の会計基準の標準化と IT 化促進に協力して、ドナーからの資金提供の促進を図る。

3) 営業税の免税

マイクロファイナンス提供機関から営業税を徴収するということになる、その分費用の上昇につながり、利息という形で貧困層から調達することにならざるをえない。(2)の提言に従って、マイクロファイナンスに係る事業成績の透明性が確保されれば、営業税を免除することは政府として社会的に妥当な支援であろう。

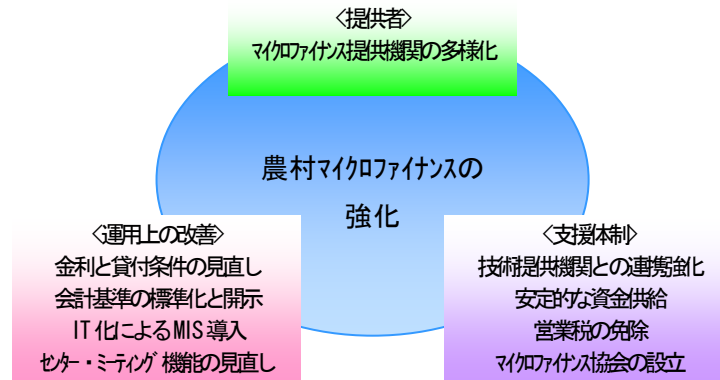
4) マイクロファイナンス・ネットワークの制度化

地方に点在する民間 MF 事業体は情報に疎くなりがちで、機能強化が図りにくい。そこで、民間 MF 事業体の能力向上のために、民間 MF 事業体の代表機関がマイクロファイナンス・ネットワークを結成した¹⁶。マイクロファイナンス・ネットワークは、民間 MF 事業体に対して貸付スタッフのトレーニング、会計管理の標準化と IT 化支援、情報の集約と公開などのサービスを実施している。マイクロファイナンス・ネットワークをマイクロファイナンス協会として制度化し、活動を支援することが民

¹⁶ マイクロファイナンス・ネットワークの中心メンバーは扶貧合作社（中国社会科学院農村發展研究所）、郷村發展協會（CICETE/UNDP）、プラネット・ファイナンス（柿豊中国）である。活動内容は以下のホームページで紹介されている。<http://www.mfchina.net.cn/>

間 MF 事業体の発展のために重要である。

図19-19 農村マイクロファイナンス強化のための施策



出所：調査団作成

19.6.3 実施手順

以上の提案内容を実施するために、1) 2005 年中に実施を計画されている貴州省、四川省、山西省、陝西省における民間 MF 事業体によるマイクロファイナンス事業の実験において、前項に記載の提案項目の検証を行う。2) 実験中に検証された内容をもとに国務院がマイクロファイナンスに係る意見を通知し、3) 国務院の意見をもとに銀监会が農村信用社と民間 MF 事業体に対してマイクロファイナンスの実施要領を通知する。また、4) 人民銀行と 5) 財政部は別途、マイクロファイナンス提供機関への資金供給のあり方と営業税の免税について検討する。

(1) 民間 MF 事業体の実験

銀监会と人民銀行は以下の点に着目して民間 MF 事業体によるマイクロファイナンス事業の実験を実施し、民間 MF 事業体と農村信用社のマイクロファイナンスの運用の違いとそれぞれの効果を比較する。そのうえで、農村信用社を含むマイクロファイナンス提供機関の運用上の改善点について具体的な方策を検討する。

i) 金利水準の検討

調達コスト、運営コスト、貸付リスクの3要素のコスト分析を行いそれぞれにつき、コスト削減の方策をとる。そのうえで、3要素をカバーする適正な金利水準を検討する。算定された金利水準は上限金利設定時の参考とするもので、本実験中の金利の引き上げは想定しない。

ii) 返済条件の検討

民間 MF 事業体の実施している分割返済の効果を農村信用社が実施している一括返済と比較して検証する。また、1年を超えて発生する資金需要の事例を検討する。

iii) MIS の導入

マイクロファイナンス・ネットワークとの連携のもと、MIS を導入する。MIS 導入費用は実験のための資金計画にあらかじめ含める。

iv) センター・ミーティング機能の評価

民間 MF 事業体が実施しているセンター・ミーティング機能のメリット、デメリットを検証する。

v) 技術提供機関との連携強化

(2) 意見書の通知

(1)に記載の4省での民間MF事業体の実験成果をふまえ、国務院が意見書を策定し、通知する。意見書には以下のとおり、マイクロファイナンスの提供に係る関係各機関の役割と位置づけを示す。

i) 目的

貧困削減を目的として、貧困層を対象とするマイクロファイナンスの拡充を図る。

ii) マイクロファイナンス提供機関とその役割

- 農村信用社と民間 MF 事業体をマイクロファイナンスの主たる提供者として位置づけ、両者の発展を支援する。
- 民間 MF 事業体の貸付と金融機関への預金の取次ぎ業務を認める。
- 扶貧弁公室が実施するリボルビング・ファンドを利用した現物、または、現金による貧困層への事業用貸付支援をマイクロファイナンスの補完機能として認める。また、マイクロファイナンスの市場をゆがめないために、貸付を受けた人から管理費を徴収することを認める。

iii) 県及び郷鎮政府からの技術提供

県及び郷鎮政府はマイクロファイナンス提供機関から貧困層が必要としている技術の内容を聞き、マイクロファイナンスの借り手に対して適切な技術指導を行う。

iv) マイクロファイナンス・ネットワークの制度化

- マイクロファイナンス・ネットワークを協会として制度化する。
- 民間 MF 事業体はマイクロファイナンス協会が提供するトレーニング、会計管理の標準化と IT 化支援、情報収集、提供サービスを利用して、機能強化を図る。

(3) マイクロファイナンス実施要領の策定

銀監会は(2)の意見書に基づき農村信用社と民間 MF 事業体に対してマイクロファイナンスの実施要領を策定し、これを通知する。民間 MF 事業体は運営形式が多様なため、その自主性を重んじ、実施要領の内容は必要最低限のものにとどめる。

1) 農村信用社へのマイクロファイナンス実施要領

農村信用社が行なうマイクロファイナンスに関する実施要領には以下の内容が含まれることが望まれる。

i) 貸付上限金利の設定

ii) 貸付条件の見直し

借入農家の資金用途にあった金利、返済条件、貸付期間を提供するように促す。金利は日割りで計算して期限前返済を可能とする。貧困層を対象とする農戸連帯保証貸付については原則分割払いとする。

iii) 貸付管理の強化

CGAP 作成のガイドライン¹⁷に準じ、農戸小額信用貸付、農戸連帯保証貸付それぞれの収益計算と延滞を明確に経理区分して銀監会に報告する。

iv) 農戸連帯保証貸付の活用

貧困層への利用を広げる手段として農戸連帯保証貸付を活用する。貧困層を対象とする農戸連帯保証貸付にはセンター・ミーティングを実施する。農村信用社は、センター・ミーティングで得た農家が必要とする技術情報を集約して、県及び郷鎮政府に技術協力の提供を依頼する。また、センター・ミーティングでは毎回の分割返済時に小額の積立預金を推奨する¹⁸。

v) IT化の促進

省の農村信用連社は MIS サーバを立ち上げ、各県の農村信用社が段階的にクライアントを導入するアクション・プランを作成することを支援する。

2) 民間 MF 事業体へのマイクロファイナンス実施要領

民間 MF 事業体を実施するマイクロファイナンス事業の実施要領には以下の内容が含まれることが望まれる。

i) 貸付上限金利の設定

ii) 返済条件の弾力化

iii) 貸付管理の強化

(4) マイクロファイナンス提供機関への資金供給の見直し

人民銀行はマイクロファイナンス提供機関に対して安定的な資金を供給するため以下を検討する。

i) 1年を超える支農再貸付の貸付期間の設定

ii) 農村信用社から提出される運用成績に応じた支農再貸付の貸付額を制御または促進

iii) 民間 MF 事業体の金融機関からの借入れスキームの検討

¹⁷ 19.6.2(2)3)の脚注を参照。

¹⁸ 毎回の預金の金額は、例えば、50元の分割返済額に対して5元の積立てなど過度の負担にならない金額を設定する。

(5) 営業税免除の検討

マイクロファイナンスの貸出利率の引き下げ効果を図るため、財政部は、マイクロファイナンス提供機関のマイクロファイナンスにかかわる営業税の免税を検討する。

表19-4 農村マイクロファイナンス強化のためのアクション・プラン

項目		通知/ 管理者	対象者	実施時期		
				2005/6	2007/8	2009/10
民間 MF 事業体の 実験		銀监会、 人民銀行	民間 MF 事業体、 マイクロファイナンス・ネットワーク、 地方政府(扶貧弁公室、 農牧局他)	△	→	
意見書の通知		国務院 (銀监会、 人民銀行)	農村信用社、 民間 MF 事業体、 マイクロファイナンス・ネットワーク、 地方政府(扶貧弁公室、 農牧局他)		△	→
マイクロ ファイナンス 実施 要領 の 通知	農村信 用社	銀监会	農村信用社、 農村信用連社、 地方政府(扶貧弁公室、 農牧局他)		△	→
	民間 MF 事業体	銀监会	民間 MF 事業体、 マイクロファイナンス協会、 地方政府(扶貧弁公室、 農牧局他)		△	→
資金供給の検討		人民銀行	農村信用社 民間 MF 事業体	△	→	→
営業税免除の検討		財務部	農村信用社 民間 MF 事業体	△	→	→

△：スタート

→：実施期間 →：インプットの提供

出所：調査団作成

引用文献

Rosenberg et al.(2003) Microfinance Consensus Guidelines : Disclosure Guidelines for Financial Reporting by Microfinance Institutions, CGAP

(戦略3：地域金融の活性化)

19.7 コミュニティ型金融機関の育成と地域密着型金融の拡充

19.7.1 提言の背景

(1) コミュニティ型金融機関育成の必要性

中国の資金調達をみると、銀行を通じた間接金融が大きなウエイトを占めている。

銀行の貸出残高の約半分は、国有商業銀行4行による融資である。大手商業銀行の融資の過半は大企業向けとなっており、数で多数を占める中小企業は銀行融資を受けにくい状況にある。こうしたなかで、経営効率を高めるため、国有商業銀行は地方の支店を閉鎖している。かかる状況にかんがみ、地方の中小企業、農家、家計等に対して十分な金融サービスを保証する効果的な方策として、地域に密着して金融サービスを提供するコミュニティ型金融機関の育成を提案する。

(2) 城市商業銀行による金融サービス向上の重要性

城市信用社の再編によって城市商業銀行が設立され、現在、112行の城市商業銀行が存在する。総じてみれば、城市商業銀行は、高い不良債権率、資本不足による財務体質の悪化や非効率経営などの問題を抱えている。また、健全性が高く外国銀行の資本を導入している銀行もあれば、不良債権処理が遅れている銀行もあり、城市商業銀行間には格差が存在する。

銀监会は、2004年11月に城市商業銀行の育成方針である「都市商業銀行監督管理及び発展綱要」を発表した。このなかでリストラ、提携、合併によってより広域的な銀行に発展することが奨励されている。実際、城市商業銀行には周辺銀行を合併する動きがでており、遼寧省では城市商業銀行を統合して東北銀行とする計画もある。

城市商業銀行の統合・広域化によって、地方の経済開発のための資金供給を拡充することが期待される。しかし、城市商業銀行の存在意義は、地域に密着した金融サービスの質的向上にある。城市商業銀行の広域化は、あくまで規模の経済によって効率化やサービス向上が実現され、地域経済により密着した金融サービスが可能になってこそ意味がある。城市商業銀行広域化は、最終的には当該銀行の経営体質の向上と顧客の利便性向上につながる事が大事なのである。

(3) ノンバンクの合法化による金融サービス向上の重要性

中小企業、農家、家計等ではノンバンクからの借入が主要な資金調達手段の一つになっている。法によってノンバンク金融を合法化し、ノンバンクを監督機関の監督管理下に置くことによって金融サービスの質的向上を高めることが可能になると考えられる。

(4) 郵便貯金資金の域内循環の重要性

中国では、1986年に、改革開放後廃止されていた郵便貯金制度が復活した。郵便貯金は、商業銀行を上回るスピードで貯金を増やし、2005年6月末時点で貯金残高は1.2兆元に達した。これは、4大国有商業銀行、農村信用社に次ぐ規模である。郵便貯金は、特に農村部で普及しており、農村部の中心的な貯蓄機関となっている。2005年7月、「郵政体制改革法案」が国務院を通過したことによって、郵便部門と郵便貯蓄部門が切り離されることが決定された。これによって、郵便貯蓄部門は「郵便貯蓄銀行」になる。郵便貯蓄によって集められる資金をいかに地元で有効に運用するかが、地域活性化のための重要な課題となる。

19.7.2 提案内容

(1) 目的

地域における金融機関の多元化と金融サービスの多様化を通じて、①地域に密着し、地域のニーズに合致した金融サービスが提供され、②地域内の資金が域内で循環する体制を作り上げることが目的とする。

このため、以下の3点を実施する。

- i) コミュニティ型金融機関の育成
- ii) ノンバンクの合法化と育成
- iii) 郵便貯金の域内活用

これらにより、地方における資金供給チャネルの多層化・多様化を実現し、経済全体の資金配分を効率化することによって、地域経済の活性化に結び付けていく。

(2) 関連機関

銀行業監督管理委員会、中国人民銀行、郵政部、銀行業協会

(3) 主な実施内容

1) コミュニティ型金融機関の育成

私営企業や個人を主たる融資先としている城市商業銀行には、地域に密着した金融サービスを提供する金融機関としての機能が期待される。城市商業銀行の地方経済、中小企業、個人に対する金融サービスを強化し、地域性銀行としての機能を高めていく必要性は大きい。

具体的には、以下の点が重要となる。

i) 顧客との長期的で親密な取引関係の維持

顧客との間で親密な取引関係を築き上げ、顧客に関する情報を蓄積し、その情報を活用して金融サービスを提供することを銀行は重視する必要がある。中小企業の情報開示能力には限界があり、金融機関と中小企業間の情報の非対称性は相対的に大きくなる。両者間で長期安定的な取引関係を築くことは、金融取引のエージェンシーコストの節約につながり、経済の合理化が期待できる。

長期的な取引関係を築くことにより、金融機関は、経営者の資質や事業の将来性を見極めたうえでの融資の意思決定が可能となり、信用リスクを低減することができる。また、顧客のニーズを熟知することによって、きめ細かいサービスが提供できる。

ii) サービスの多様化

中小企業向け、個人向けローンなど、顧客のニーズにあった融資プログラムを導入する。また、融資による利鞘だけでなく、各種金融サービスによる手数料収入を収益の柱に育てる。

例えば、債券、投資信託、保険などの金融商品の仲介業務を行うことによって、顧客の資産運用ニーズに幅広く対応できる品揃えをする。支店にファイナンシャル・プランナーを配置し、顧客の資金運用、資産形成の相談に応えられるようにすることも、1つの方法である。

また、企業に対して経営改善提案などのコンサルティング・サービスを提供し、これによって新たな借入ニーズの発掘に結びつけ、融資先の経営改善を通じて信用リスクの低減を図る。

iii) 地場産業支援機能の強化

地域における資金需要の拡大を通じて地域経済の活性化や中小企業振興に貢献する。地方政府、産業界と連携し、地元産業とのネットワークを活かして、新規事業の創出や起業化を積極的に促進する役割を果たす。

2) ノンバンクの合法化と育成

中国では、中小企業や農家の資金調達のなかで、民間金融（ノンバンク金融）が大きなウエイトを占めている。例えば温州では私営企業が発展しているが、同地の資金調達における民間金融のウエイトは大きい。

中国における民間金融は、多種多様である。2005年5月、中国人民銀行が発表した「2004年中国地域金融運行報告」では、民間金融を以下の4つのタイプに分類している。

低金利の互助的貸付： 知り合いの間での生活のための急な必要資金の貸し借り。融資規模は小さく、金利も払わないか、払っても少額である。

高金利の貸付： 個体企業、民営中小企業が貸付を行う。主に運転資金の借入に利用される。民間金融の主要な形式である。浙江省温州市、山西省朔州市、江西省上饒市におけるサンプル調査によると、このタイプが当該地域の民間金融の各々90%、80%、66%を占めている。金利水準は、12 - 30%であり、場合によっては40%に達するケースもある。

非正式金融仲介組織による貸付： 地下銭庄（闇の私営金融機関）、基金会、標会（伝統的互助組織）、銀背（貸借仲介人）などの非合法的な金融組織である。近年、このタイプは数を減らしている。しかし、銀行と似た形式で貸付を行う情報顧問会社、郷鎮企業投資会社などが次々と現われている。

企業内部での資金調達： 中小民営企業、個体企業が保証金、従業員の拠出（職工集資）、合併、外国投資などのかたちで直接に集める資金。

現在、中国人民銀行は、ノンバンクの合法化を試行している¹⁹。2005年、中国人民銀行は、山西省、陝西省、四川省、貴州省の4省でノンバンクによる少額貸付のパイロット事業を開始した。

ノンバンクが合法化された場合、政府の監督下に入ることによって、営業活動、融資条件、債権回収などの貸付活動に一定の枠を課すことができる。また、経営内容の義務付けによって、融資実態の把握も可能となる。一方、ノンバンク側としては、合法的組織になることで、信用力が高まることによる顧客獲得、資金調達チャンネルの拡大などのメリットを得ることができる。ノンバンクは、合法化を成長の契機とすることが可能である²⁰。

Box 19-2 日本のノンバンク

日本では、預金を受入れずに融資を行う会社をノンバンクと呼んでいる。ノンバンクには、消費者金融会社、信販会社、クレジットカード会社、リース会社などがある。

ノンバンクは、「貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）」に基づいて登録を行うだけで、営業活動を行うことができる。

ノンバンクの貸出金利を規制する法律として「利息制限法」と「出資の受け入れ預かり金及び金利等の取締等に関する法律（出資法）」がある。利息制限法による上限金利は年15～20%（金額により3段階に分かれる）であり、上限を超えた金利請求は無効となるが、利息制限法では罰則対象とはならない。出資法では、上限金利は年29.2%（貸金業者の場合）とされ、かつ厳重な罰則が定められている。

日本でも、異常な高金利、悪質な取立てなどの闇金融が横行しており、大きな社会問題になっている。このため、法制度改正と取締りの強化が順次図られている。最近では2004年1月に、「貸金業規制法」「出資法」が改正された。貸金業者の登録手続きの厳格化、暴力団の排除、強引な取立てに対する規制強化、高金利の契約無効、罰則の強化などが図られた。

闇金融などの問題はあるものの、「ノンバンクは国民のニーズが多様化するなかでその自由さと機動力を活かし、銀行等が扱ってこなかったニッチの分野に資金提供する等、国民経済において重要な役割を果たしてきた（大蔵省銀行局中小企業金融課「ノンバンクに関する懇談会報告書（案）」1997年5月）」という評価がなされている。

ノンバンクは出資法により社債発行による資金調達は認められていなかったが、投資家保護制度が整備されたこと、金融市場において金融仲介チャンネル多様化による効率的資金配分が求められていることなどから、1999年の出資法の改正にり、ノンバンクの社債発行が認められた。

¹⁹ 2005年、温州人民政府は「民間融資管理に関する意見」を公表し、民間金融に対する指導と管理を強化しようとしている。同意見のなかでは「中国人民銀行の基準金利の4倍を超える金利は法の保護を受けない」とされている。温州人民政府关于加强民间融资管理的意见

²⁰ 庶民金融システムの1つに無尽がある。無尽は、互助的な金融組合であり、組合員が一定の掛け金を払い込み、一定の時期に抽選・入札などを行い、組合員が順次金品の給付をうける仕組みをいう。日本でも無尽は古くから行われてきた。明治時代には無尽は企業化し、1915年に無尽業法が制定され、政府の監督下に入った。1951年には相互銀行法が施行され、無尽会社は、1社を除いて相互銀行となった。相互銀行は、1989年に普通銀行に転換し、第二地方銀行となった。

3) 郵便貯金銀行のコミュニティ型金融機関としての発展と郵便貯金の域内循環

郵便貯金は、その全額が中国人民銀行に預託されるかたちで運用されてきた²¹。中国人民銀行に預けられた郵便貯金はベースマネーとなり、中国人民銀行はこれを再貸付の原資として、金融政策の手段に用いてきた²²（図 19-20、19-21 参照）。

中国人民銀行は、預けられた郵便貯金に対して優遇的な金利を支払ってきたが、それは中国人民銀行にとって大きな負担となっていた。2003年8月、郵便貯金の新たな増加分について金利が直前の4.131%から1.89%に引き下げられた。新規増加分の郵便貯金は郵便局の自主運用に任されることになった。また、2004年8月以前に中国人民銀行に預けられた分についても、5年間でその残高をゼロにすることになっている。郵便局は、国債、金融債の購入等のかたちで自主運用を行っている（図 19-2 参照）。

これまで郵便局は、預金を中国人民銀行に預けているので安全だとの点をアピールして、家計から貯金を集めてきた。資金が自主運用されることになることにより、郵便局は自ら利鞘確保と金融リスク回避という資金運用上の課題に直面する。

郵便貯金は、特殊銀行と位置付けられる「郵便貯金銀行」に組織変更される見込みである。郵便貯金銀行は、業務の一環として小口貸付を行えることとされた。

郵便貯金は、全国津々浦々をカバーする店舗網を有している²³。この店舗網を利用して、地域に密着した金融サービスを展開することが可能である。郵便貯金銀行には、地域に対する金融サービスを拡充し、コミュニティ型金融機関としての役割を果たしていくことが期待される。

また、郵便貯金の余資運用を多様化し、域内で還流する仕組みを検討する必要がある。運用多様化の方向としては、次のようなものが考えられる。

—一定の範囲の地域内の支店に対する運用の自主権限の付与

これにより一定比率を域内での運用に振り向ける。また、一定の範囲の地域ごとに資産運用会社を設置することも考えられる。例えば、西部郵貯金融会社の設立である。但し、資産運用にあたっては金融リスク管理に十分留意する必要がある。郵便貯金の安全性を確保するため、資産の一定比率以上は低リスク商品で運用する必要があることに留意しなければならない。

—他の域内金融機関に対する貸付あるいは資金運用委託

—地域の開発プロジェクトへの協調融資

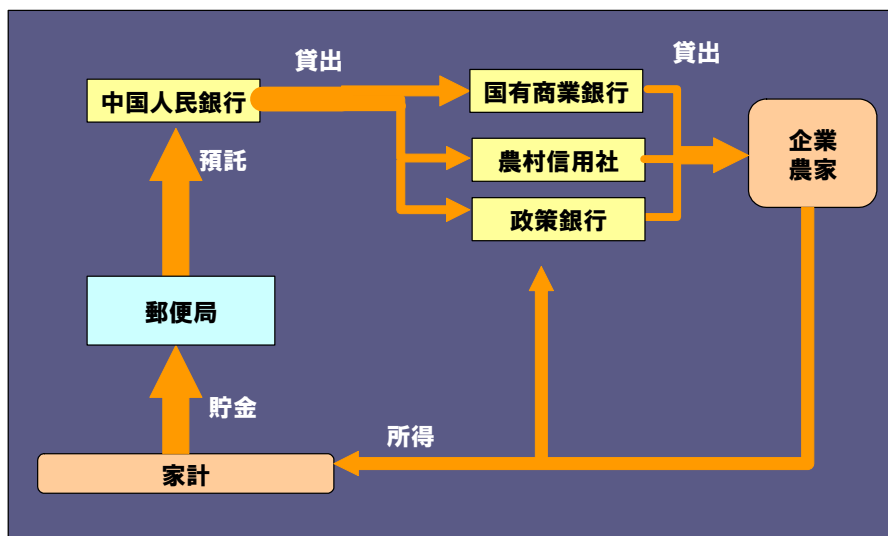
—特定地域向け投資ファンドの組成（例えば西部投資ファンドの組成）

²¹ 唐成「中国の郵便貯金—復活の背景と役割」郵政研究月報 2001年6月

²² 中国人民銀行法の第28条には、「中国人民銀行は、貨幣政策実施の必要に基づいて商業銀行に対する貸付の金額、期限、利率、方式を決定することができる。但し、貸付期限は1年を超えることはできない。」と規定されている。

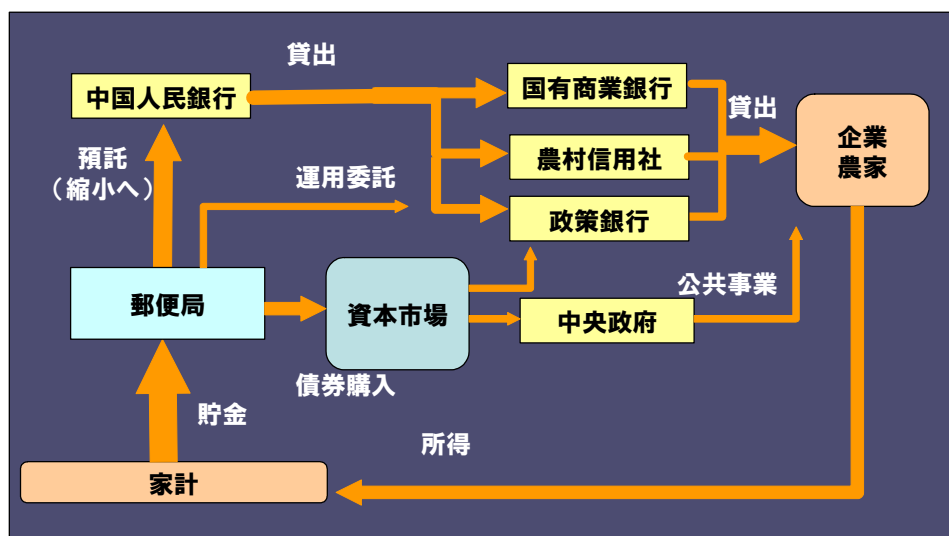
²³ 2005年6月末時点で郵便貯金は、全国に3.6万ヶ所の営業網を有している。

図19-20 郵便貯金資金のフロー（2003年8月以前）



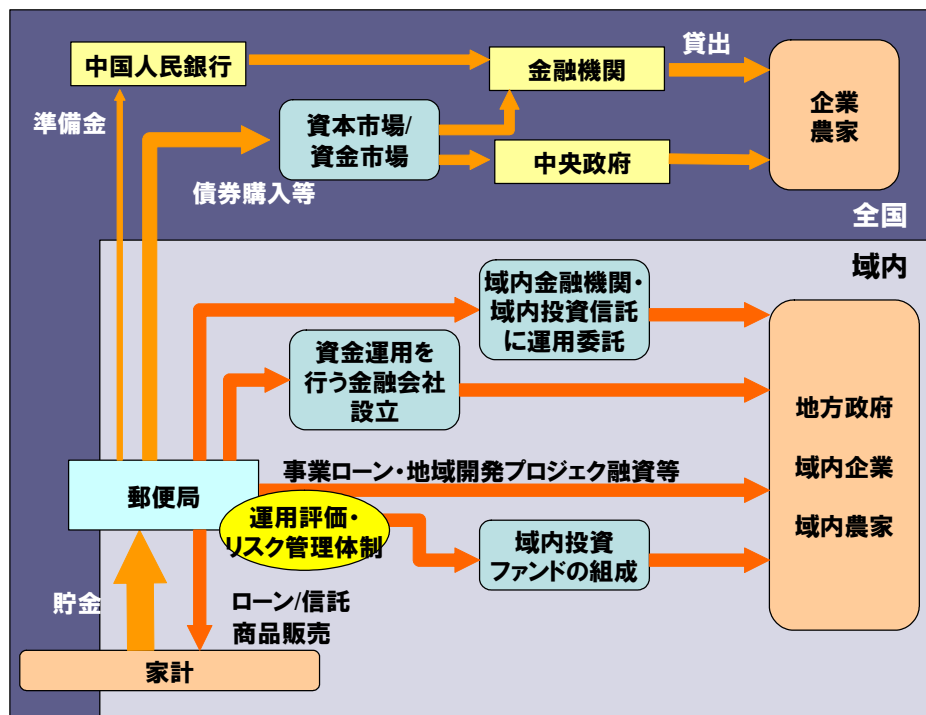
出所：唐成「中国の郵便貯金－復活の背景と役割」郵政研究月報2001年6月のP87の図を参考に調査団が作成。

図19-21 郵便貯金資金のフロー（2003年9月以降）



出所：唐成「中国の郵便貯金－復活の背景と役割」郵政研究月報2001年6月のP87の図を参考に調査団が作成。

図19-22 郵便貯金資金のフロー（将来）



出所：調査団作成

19.7.3 具体的実施方法

(1) コミュニティ型金融サービスの拡充

1) コミュニティ型金融機関のビジネスモデルの検討

銀行業監督管理委員会、銀行業協会が中心となってコミュニティ型金融機関のビジネスモデルを検討する。この場合、各銀行が金融サービス向上のために行っているさまざまな取組みのなかから、成功した事例を集め、検討の参考にする。

2) コミュニティ型金融機関のビジョンの公表

地方金融機関が、コミュニティ型金融サービスを展開するために実行すべき施策を取りまとめて、コミュニティ型金融機関のビジョンとして公表する。

3) 各金融機関による取組みに対する支援

地方金融機関の上記施策への取組みに対して支援を行う。地方の銀行業監督管理委員会、地方政府、地方実業界が協力して支援を行う。

コミュニティ型金融サービスを展開するために地方金融機関が取り組むべき課題としては、以下のようなものが考えられる。

i) 融資審査能力の強化

① 顧客との密接なコミュニケーション

顧客を定期的に訪問することによって企業の経営状況や金融ニーズの把握

を行う。

② 信用調書のデータベース化と IT を活用した融資審査

信用調書を電子化し、IT を用いた経営診断、融資審査書類作成の迅速化、顧客情報の銀行内での共有化などを図る。

③ 融資審査マニュアルの整備

貸出手続きに関して各銀行は基準を設けている。しかし、具体的な審査ノウハウまでは盛り込まれていない。各地域の特性に合わせて、具体的な企業診断手法まで含めたマニュアルを作成する。融資審査を個人の経験とスキルだけに依存するのではなく、組織として継承できるようにする。

④ 業種別審査の強化

地域の主要産業については、業種別に審査の専門家を養成する。業界の成長性、慣行を熟知することによってより、精度の高い審査が可能となる。専門家の養成にあたっては、取引先企業での実地研修なども実施する。

ii) 融資審査・融資管理の効率化

行員一人が担当する顧客数はいまだ少ない。融資担当者一人あたりの担当企業数を増やす。また、不特定多数を対象とするような小口ローンについては、スコアリング手法を用いた融資審査方式の導入も検討する。

iii) 融資の事後管理の強化

融資を実行した後、融資先の信用状態を常にモニタリングすることによって、融資債権の保全を図る。信用リスクデータを蓄積し、リスクに応じた金利設定のためのデータとして活用する。

iv) 地域に密着した金融サービスが可能となるような組織改革

地域における顧客ニーズの将来の動向を分析したうえで、各銀行の将来の重点分野を明確にし、それに従って支店の配置や店舗設計の見直しを進める。預金重点支店、ローン開拓支店など支店ごとの性格を明確にし、経営資源の再配置も行う。また、顧客開拓、融資審査、融資管理などについても、機動的かつ効率的に業務が実施できるように組織改革を行う。

v) 顧客へのコンサルティング・サービスの拡充

顧客企業に対する経営相談、経営支援機能を拡充して、地元企業の育成を促進する。活動としては、中小企業向け経営セミナーの開催、顧客の経営改善に関する提言、企業のネットワーク化による新規事業の促進などが挙げられる。

vi) ファイナンシャル・プランニング機能の拡充

顧客に対して資産運用のアドバイスを行うファイナンシャル・プランナーを養成し、支店において資産運用の相談サービスを提供する。

vii) 外部の人材の活用

地元の会計士、コンサルタントなどとの協力関係を強化する。顧客に対する経営相談などにおいて、銀行内の人材で対応できないものについては、こうした外部の人材を活用する。

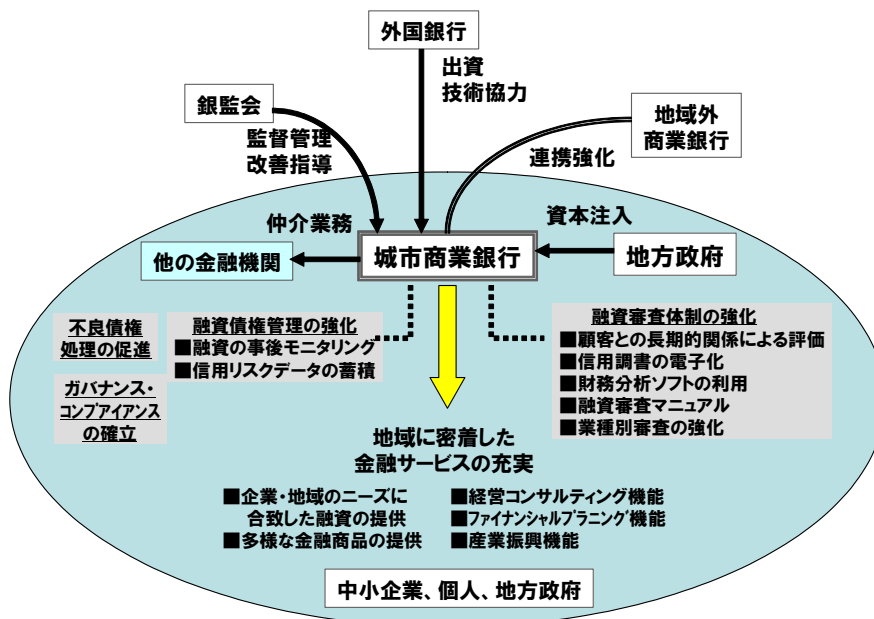
viii) 人材育成の強化

地域に密着した金融サービスを行うためには、企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材、中小企業支援スキルを有する人材、ファイナンシャル・プランニングのスキルを有する人材が必要となる。基礎知識の習得については、銀行内部の研修カリキュラムをこうしたニーズに合わせて改編するほか、必要に応じて外部セミナー、企業での実地研修などを利用する。実務的能力の向上にはOJT研修で対応することとなる。

ix) ベストプラクティスの普及

各地の銀行は、業務改善のためにさまざまな差別化や創意工夫を行っている。銀监会や人民銀行は、こうした事例のなかで他の銀行にとっても参考となるベストプラクティスを取りまとめ、銀行界に広く紹介する。

図19-23 コミュニティ型金融サービスの拡充



出所：調査団作成

(2) ノンバンクの合法化と育成

1) ノンバンク合法化のための最適制度の検討

銀行業監督管理委員会、中国人民銀行が中心となって、どんなタイプのノンバンクを合法化するかを検討する。その上で、ノンバンクを認定・登録する際の要件を検

討する。要件としては、業態、資金規模、顧客、資金源、営業地域、経営者の経歴、過去の営業記録などが考えられる。ノンバンクの経営の健全性を確保するために必要な方策も、その際併せて検討する。

2) ノンバンクを監督管理する暫定法の公布

ノンバンクに対して金融当局が行う監督管理の内容を検討する。担当金融当局、登録手続き、報告義務、金融検査、利用者保護、規制すべき取引、違法行為に対する罰則などを検討したうえで、ノンバンクの監督管理のための暫定法を策定、公布する。

3) ノンバンクのモデル事業の実施

地域を限定してテスト的にノンバンクの認定を行い、モデル事業を実施する。

4) ノンバンクを監督管理する法律、関連法規の整備

上記モデル事業の結果を踏まえてノンバンクを監督管理する法律を施行する。また、関連法規について所要の改正を行う。

5) ノンバンクの資金調達が多様化

状況に応じて、ノンバンクに対して金融機関ないし金融市場からの資金調達を認めるかどうかを検討する。資金調達を認める場合には、関連法規を改正する。

(3) 郵便貯金資金の域内活用

1) 郵便貯蓄銀行の設立計画の策定

郵便貯蓄銀行の設立計画を策定する際に、郵便貯蓄銀行が行う金融サービスの内容を検討する。個人向けローン、個人向けの決済サービス、金融商品の販売などの金融サービスが検討対象となる。また、これらの金融サービスを実施するために必要となる、金融ノウハウ、管理制度、コンピュータ・システム、ネットワークシステム、人材育成なども明確化する。将来的には事業向けローン、政府プロジェクトへの協調融資なども検討する。

融資業務に関しては、現状では融資能力を持っていないため、貯金担保ローン、用途を制限した小口融資、担保付住宅ローンなどから開始することが妥当である。金融ノウハウの獲得に伴って、段階的に融資業務を多様化することを予定する。

なお、郵便貯蓄機関は3.6万の営業拠点を有しており、また郵便局の収益は郵便貯蓄部門に依存するところが多い。従って、郵便貯蓄銀行についても業務合理化の必要性、郵便部門との費用分担等の問題が生じてくるものと考えられる。

2) 郵便貯金の運用多様化の検討

郵便貯金の余資運用多様化を検討する。この場合、郵便貯金の域内循環を拡大するとの観点から、運用手段を考える。

なお、中国人民銀行のマクロ金融政策の観点からも、郵便貯金の運用のあるべき姿が検討されねばならない。

3) 関連する法制度の整備

上記、郵便貯金の余資運用多様化に関連して必要となる法制度の整備を行なう。

4) 資金運用及びリスク管理のノウハウの獲得

上記、郵便貯金の資金運用の多様化に伴って必要となる運用技法を習得し、また、資金運用に関わるリスク管理システムを導入する。

5) 郵便貯金の運用のモニタリング

上記のプロセスを経て郵便貯金の運用多様化を実現することとし、資金運用状況の継続的なモニタリングを行う。

（戦略4：プロジェクト金融等の多様化）

19.8 地方債の発行

19.8.1 提言の背景

分級管理の原則で地方政府は財政予算を管理しており、財政分税制のもとでの転移支付によって中央・地方間の財政バランスが取られている。現在、地方財政は慢性的な赤字体質にある。一方で、地域インフラの整備、教育、保険等の社会福祉支出など資金ニーズは大きい。かかる状況のもと、地方政府の新たな資金調達的手段として、地方債発行の解禁が議論されている²⁴。

地方政府が地方債を発行する場合には、地方政府が財政の独立性、健全性、透明性を有していることが条件となる。そこで、「地方債が発行できる地方財政の実現」を切り口として、地方財政の健全化のために採るべき道筋を展望する。

19.8.2 提言の内容

(1) 目的

地方政府の財政システムを見直し、地方債の発行による地方政府の資金調達の選択肢を増やす。

地方債発行を実現するには、以下の3つのステップが想定される。

- ①ステップ1：地方債発行に関わる研究
- ②ステップ2：地方債発行のための条件整備
- ③ステップ3：地方債の発行

²⁴ 預算法第28条において地方債の発行は原則として認められていない。「第二十八条 地方各级预算按照量入为出、收支平衡的原则编制，不列赤字。除法律和国务院另有规定外，地方政府不得发行地方政府债券。」

(2) 関連機関

財政部、証券業監督管理委員会

(3) 検討すべき課題

1) 地方財政の健全化

地方債の元利償還の原資は、将来の税金、事業収入となる。地方政府は毎年、元利償還に必要な歳入が得られることが起債の前提となる。現在の地方政府は財政難にあり、地方財政改革によって財政構造の健全化が図られる必要がある。償還に必要な税金が見込めない限り、一般の投資家は引受を行わない。

2) 資金の用途

地方債の主な役割は、世代間の住民負担の公平化、財政年度間に生じる歳入と歳出のアンバランスの調整にある²⁵。社会資本整備に要する支出を、地方債償還の形で後の世代に送るのである。従って、赤字ファイナンスのための地方債発行は厳禁されねばならない。果たして地方政府が事業の必要性を吟味したうえで地方債の発行を行うかどうか、問題となる。経営感覚を持った地方政府が、独自のビジョンに基づいて地域開発を行うために地方債によって資金調達をこそ、意味がある。

3) 許認可制度のあり方

地方債の安全性を確保するためには、地方債を起債する際に財政健全性の水準に応じて一定の起債制限を設けることが望ましい²⁶。現状で地方政府に地方債の発行を認めると、無計画的に地方債発行が乱発されることが懸念される。一方、中央財政部が許認可権に基づいて発行金額、発行条件、資金用途等について厳格な監督を行うのであれば、地方の自立性を阻害することになる。中央財政部の厳格な管理下に置かれるのであれば、実質的に現在の中央財政部による国債代理発行の状況と変わらなくなる。中央財政部は地方政府のために国債代理発行を行っており、地方政府は国債発行によって得られた資金を歳入とし、当該国債の期日に償還を行っている。

4) 地方債の流通市場の整備と発行条件

地方債の普及には流通市場の整備が必要となる。地方債の流通形態は、基本的には国債と同じになると考えられる。販売は公募方式と私募方式が考えられるが、主な引受者は商業銀行などの金融機関となる。

市場によって発行者に対する規律付けが行われるような市場メカニズムを築くことも必要である。信用力から地方債の格付けは国債より低くなり、発行条件は悪くな

²⁵ 日本で地方債の起債が認められる事業は、①交通・ガス・水道などの公営企業、②出資金、貸付金、③地方債の借換え、④災害復旧事業費、⑤標準税率以上で普通税を課している公共施設等の建設事業である。

²⁶ 制限がなくても財政が破綻に近い状態にある地方政府の場合、格付けが得られないため実質的には発行は困難となる。しかし、暗黙的に中央政府が保証を行っている状況では、引受がなされるケースも想定される。

る。果たして地方債に国の保証を付与すべきかどうかは問題となるが、財政規律を徹底する意味で、国の保証は前提としない方が望ましいと考える。

5) 地方政府の透明性の確保

現在、地方政府は、地方政府が行った保証、未払い金など多額の隠れた債務を抱えていると言われる。地方政府が債務処理をどのように進めていくのか具体的な解決策は見えない状態であり、また、地方政府の財政が破綻した場合の処理をどうするか具体的な規定もない。

地方政府の債務の洗い出し、財政のバランスシートの作成などによって、財政に関するディスクロージャーを徹底する必要がある。

また、地方政府が、不健全な財政運営を防止し、かつ地方債起債の際に不正取引を防止するような監督システムについても、検討する必要がある。

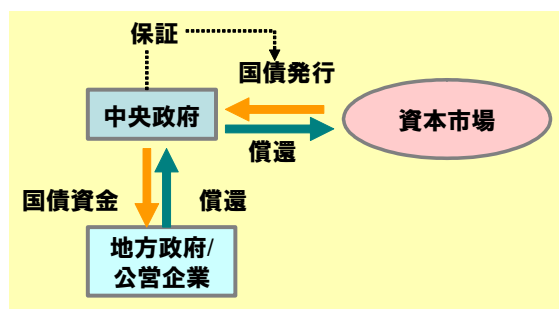
(4) 地方債発行の形態の検討

中央政府は、現在、地方政府のために国債の代理発行を行っている。2005年度予算では、国債発行によって得られた資金のうち100億元を地方政府に転貸する計画になっている。中央政府による国債の代理発行は90年代末には毎年500億元の規模にあったが、建設国債発行額の減少に伴って代理発行も減少してきている。国債の代理発行は、中央政府の信用のもとに債券を発行して資金を調達し、地方政府はこの資金を償還条件付きで受け取るかたちになる。従って、実質的には地方政府は中央政府保証によって資本市場から調達した資金を受けとっている。

国債の代理発行制度は、①中央政府が地方政府の借入額を把握し、コントロールできる、②地方政府の信用力の低さを中央政府の信用力でカバーできる、という利点を持っている。この他に、第3者機関が債券発行によって市場から資金を調達して、地方政府に資金供給を行う方法もある。ちなみに、日本では、政府系金融機関である公営企業金融公庫が債券発行によって得た資金を地方政府に貸し付けるかたちで地方政府に資金を供給している。

ただし、中央政府による代理発行は、地方政府の自主的な財政運営という観点からみると自由度が低いという問題もある。

図19-24 中央政府による国債の代理発行

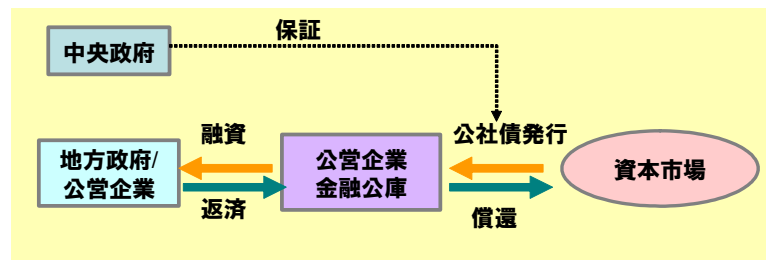


出所：調査団作成

Box 19-3 日本の公営企業金融公庫の事例

公営企業金融公庫は、地方公共団体が行う上・下水道、交通事業等住民生活に不可欠な事業に対して、長期・低利での貸付けを行う政府系金融機関である。同公庫は、全額政府出資によって1957年に設立された。貸付業務には、地方公共団体に対する一般貸付と地方道路公社及び土地開発公社に対する公社貸付がある。同公庫は貸付原資の大部分を公営企業債券の発行により調達している。2005年3月末時点での貸付残高は25兆円であるが、貸付先別内訳は、都道府県21%、市64%、町村11%、地方公共団体傘下の企業団・公社等4%となっている。

図19-25 公営企業金融公庫の融資の仕組み



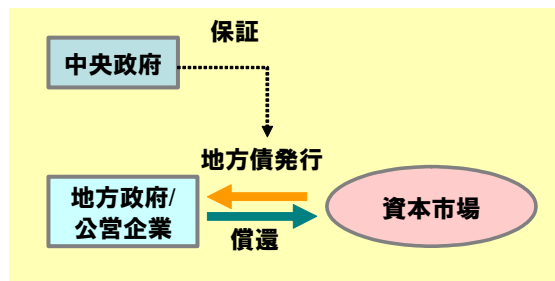
出所：調査団作成

債券市場の整備、発行主体となる地方政府の財政収支やガバナンスなど、地方政府の自律的財政運営と地方債発行の条件が整ったならば、地方政府の地方債発行が妥当性を充たす事となり、地方債の発行形態を検討する段階になる。

地方政府が直接に債券を発行して資金調達を行おうとする場合、地方政府の信用を補完するために保証を付ける債権と、保証を付けない債券とに、大きく分けられる。

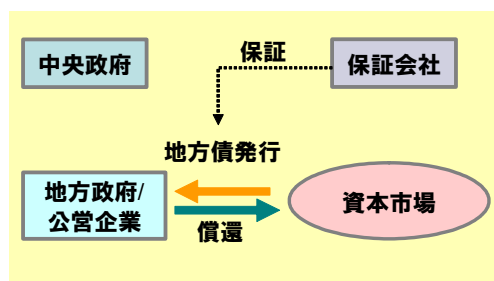
保証付き地方債は、中央政府が保証を行う方法と保証会社に保証を行わせる方法が考えられる。地方債制度導入の初期段階においては地方政府の信用力が低いため、金融機関や投資家が地方債引受けに消極的となり、金利水準も高くなる事態が想定される。こうした場合には、地方債に保証を付けることによって市場での消化が容易になる。

図19-26 中央政府による保証付き地方債



出所：調査団作成

図19-27 保証会社の保証付き地方債

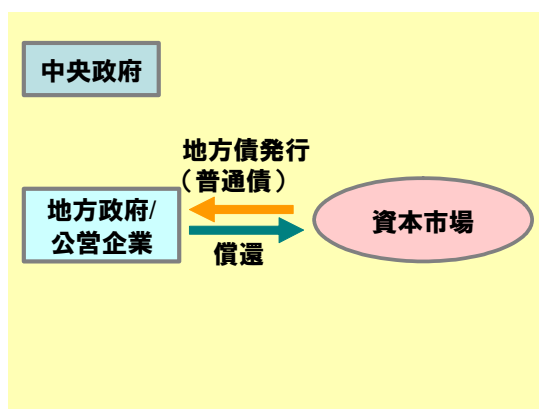


出所：調査団作成

また、地方債は償還原資の違いによって地方政府の歳入を返済原資とする普通債と特定の事業からの収入を返済原資とするレベニュー債に分けられる。地方政府の財政状況が悪い状況でも、地方債で調達した資金を投入する事業の収益性が高い場合

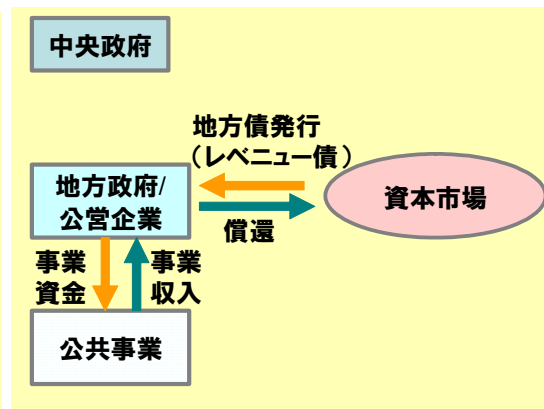
には、レベニュー債が市場で引受けられることも考えられる。

図19-28 普通債



出所：調査団作成

図19-29 レベニュー債



出所：調査団作成

19.8.3 具体的実施手順

(1) ステップ1：地方債発行に関わる研究

地方財政改革、地方債発行に関わる研究を行い、当該政策に係る政府内部のコンセンサスを築き上げる。

(2) ステップ2：地方債発行のための条件整備

地方政府の地方債発行を実現するために解決すべき課題は非常に多い。一言で言えば、地方政府において自立的な地方財政構造が確立されることが大きな前提となる。

以下の施策を実施することによって、地方財政収支の均衡化を実現し、自立的な財政構造を確立することが必要と考えられる。

i) 地方政府の財政状況を正確に把握する。

- ① 地方政府の債務状況を調査し、隠れ債務を把握する。
- ② 地方政府に対する評価制度、格付け制度を導入する。

ii) 地方政府機構改革を一層進展させる。

- ① 地方政府のスリム化を進め、人件費を圧縮する。
- ② 電子政府の導入、公務員の能力向上、生産性向上活動などによって、行政の効率化を進める。
- ③ 収益性事業を地方政府から切り離す。
政府がやる必要がない事業は分離し、外部に委ねる。
- ④ 質、効率、新規サービスの面で地方政府の行政サービスを向上させる。
- ⑤ 行政評価制度によって地方政府の機構改革を評価するシステムを導入する。

iii) 中央・地方財政制度の見直しを進める。

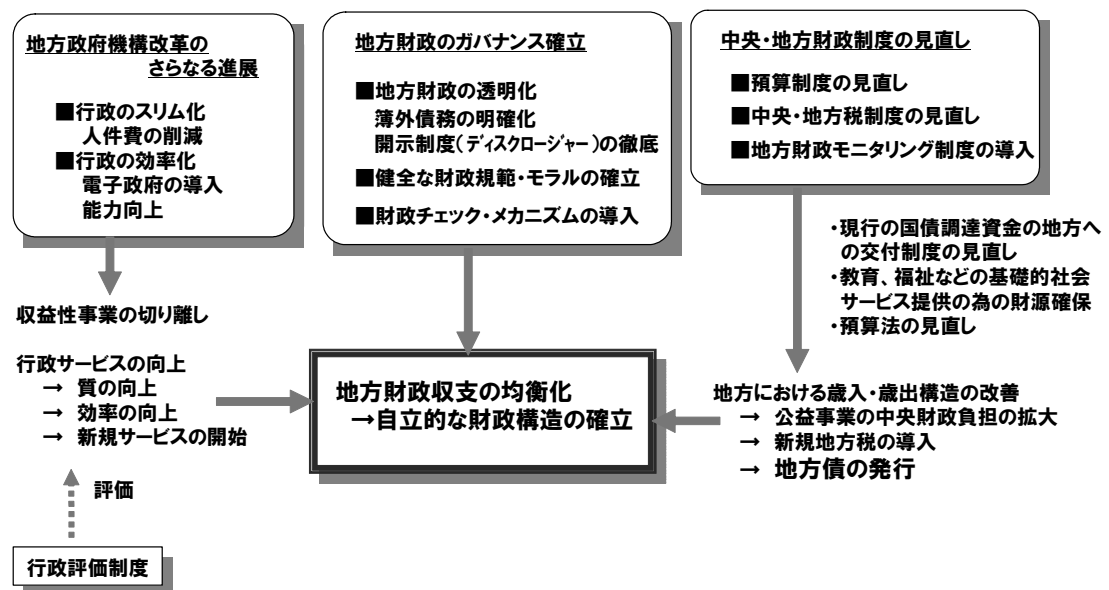
- ① 予算制度を見直す。
- ② 中央・地方間の税配分制度を見直す。
- ③ 中央政府が地方財政をモニタリングする制度を導入する。
- ④ 現行の国債代理発行制度を見直す。
- ⑤ 教育、福祉などの基礎的サービス提供のための財源を確保する。
- ⑥ 預算法の見直しを行う。
- ⑦ 地方財政の破綻処理のルール化を行う。
- ⑧ 最終的に、地方政府における歳入・歳出構造を改善する。

その際、財政構造の改善策として、地方の公益事業に対する中央財政負担の増大、新規の地方税導入、地方債の発行について、総合的にそれぞれの可能性や利害得失を検討する。

iv) 地方財政のガバナンスを確立する。

- ① 地方財政の透明化を実現する。
バランスシートの作成、簿外債務の明確化、ディスクロージャーの徹底などを行う。
- ② 健全な財政規範・モラルを確立する。
- ③ 外部者による財政チェック・メカニズムを導入する。

図19-30 地方債発行のための条件整備



出所：調査団作成

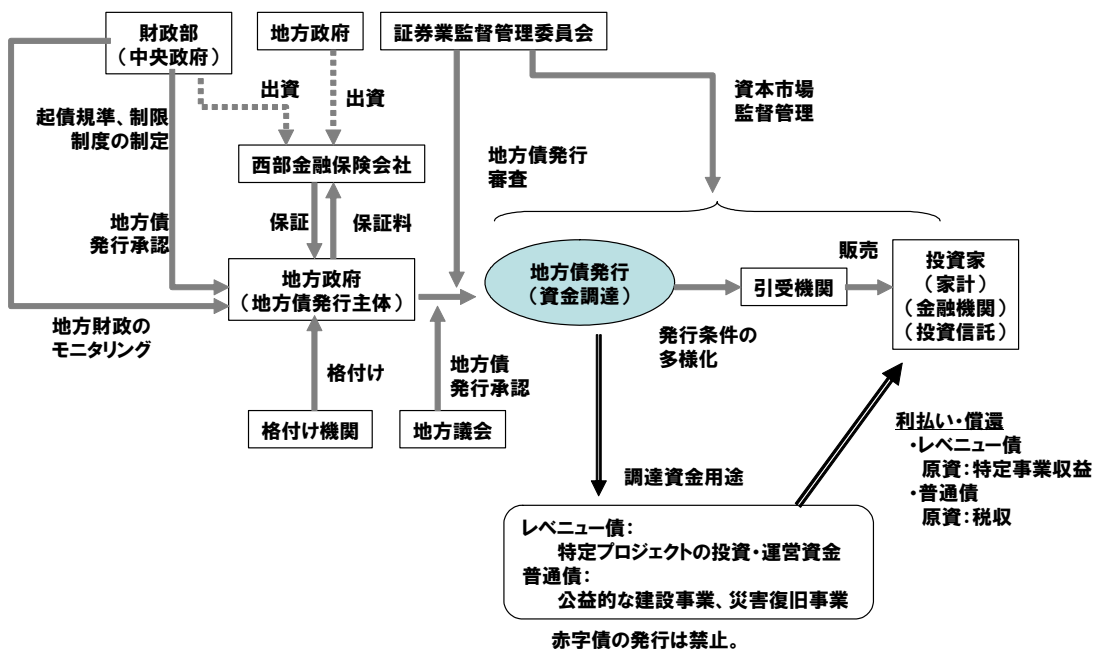
(3) ステップ3：地方債の発行

地方債の解禁に際しては、段階的にこれを試行し、状況をみながら拡大していく方式が現実的であろう。

地方債解禁のプロセスとしては、①地方政府が参加するプロジェクト実施主体が地方政府の保証の下にレベニュー債型の債券を発行する、②中央政府、地方政府、金融機関等が協同で設立した専門保証会社の保証を付けて発行する、③地方政府が無保証による起債を行う、といった形式が想定される。

また、健全な財政バランスを有し、運営管理能力が高く、都市インフラ整備などの開発ニーズがあるといった条件を満たした地方政府から、順次テスト的に認めていくのが妥当である。

図19-31 地方債の発行メカニズム



出所：調査団作成

19.9 西部地域における地方金融センターの育成

19.9.1 提言の背景

(1) 西部地域における資本市場拡大の必要性

西部地域の経済開発に要する資金については、徐々に資本市場を通じた供給の比率を高めていくことが求められる。

中国の金融は、従来、地方の独立性が強かった。地方政府、地場銀行、国有企業が一体となった地方の経済運営は、銀行人事への地方政府の介入、縁故融資の横行、不明確な責任体制といった弊害を生んだ。しかし、1990年代以降に進められた金融制度改革によって、地方の独立性は弱められる傾向にある。

一方で、上海には金融機能の集約が進展しており、国内金融センターとしてのみならず、国際金融センターとしての役割をも高めている。上海地域の経済規模の大きさ、金融関連インフラの整備、上海証券取引所の存在などが、外国金融機関も含めて上海に金融機能が集積する要因となっている。今後に予想される金融の国際化や情報通信技術の発展は、上海への金融機能の集中を加速させる方向に作用すると考えられる。また、香港はアジアの主要国際金融センターの1つとして機能しており、深圳、北京は上海を補完する国内金融センターの役割を果たしている。

中国全体における金融機能の地域配置のあるべき姿を考えた場合、香港、上海の中核金融センターとして位置づけは変わらないものの、長期的な視野に立てば、その他の主要地域に地方金融センターを育成していくことが望ましい。地方金融センター機能の拡充を通して、当該地域における資本市場を育成し、ベンチャー企業をはじめとする地場企業の資金調達チャネルの多様化を実現していく必要がある。

(2) 西部地域におけるベンチャー企業向け資金供給の必要性

西部地域における経済発展を加速するためには、私営企業の発展が不可欠である。ハイテク・知識集約型産業分野におけるベンチャー企業の成長は、新たな経済の牽引車の役割を果たし、技術革新の担い手となる。また、労働集約型の製造業、サービス産業が、裾野産業として基幹産業を支える機能や雇用創出機能は重要である。

中国において私営企業の経済的地位は漸次高まっている。沿海部においては経済成長を支える役割を果たしている。2003年末時点で約300万社の私営企業が存在する。四川省には10万社を超える私営企業が存在するものの、全体的にみると西部地域は沿海部に比べ私営企業の発展が遅れている。私営企業は、銀行からの借入が困難であり、資金の多くを非正式金融に依存している。

西部地域の経済の新たな担い手とすべく、ベンチャー企業の発展を促進していくためには、とくにベンチャー企業向け金融の拡充が重要な課題となる。また、ベンチャー企業の多くは、資金だけでなく経営管理、技術獲得、市場開拓、人的資源など経営全般にわたる課題を抱えているケースが多く、ベンチャー企業に対する総合的な支援策も求められる。

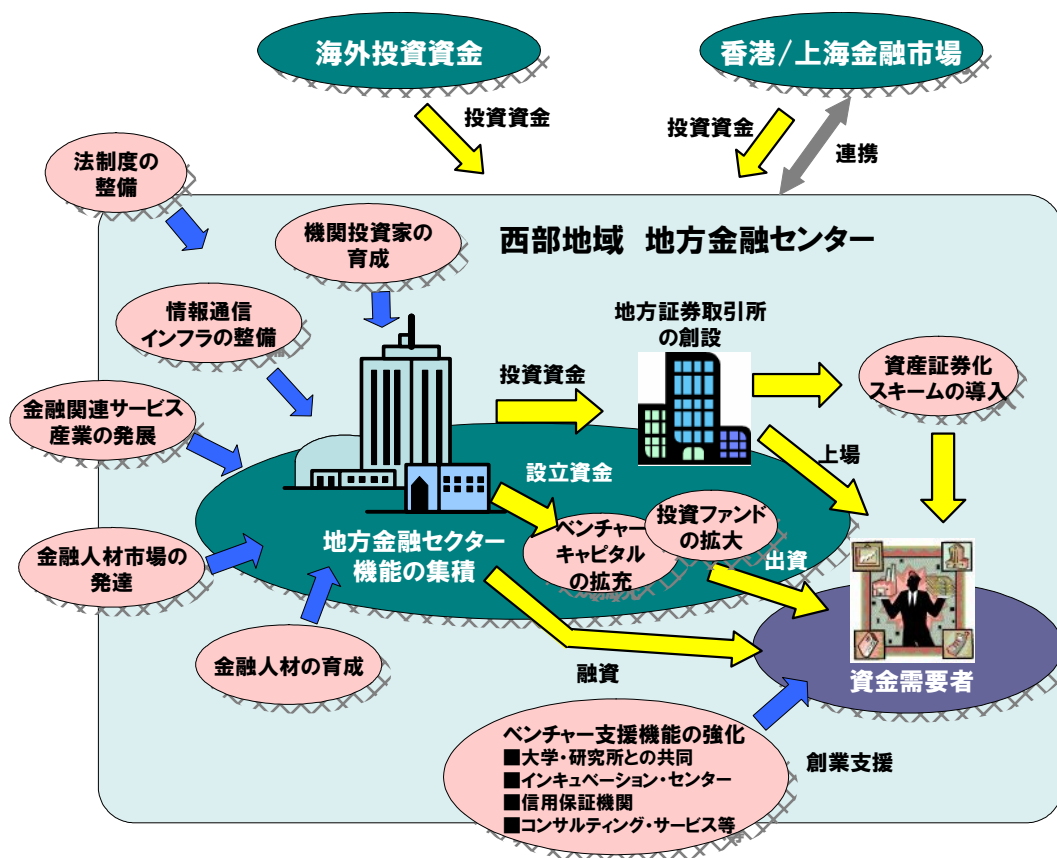
19.9.2 提言の内容

(1) 目的

以下の方策によって西部地域において地方金融センターを育成することより、資本市場の拡充を図り、西部地域の資金需要者に対する資金供給チャネルの多様化と拡大を図ることを目的とする。

- 西部地域の規模の大きな中枢都市における地方金融センター機能の拡充
- 西部地域におけるベンチャー企業の資金チャネルの拡大
- 西部開発に対する投資ファンドの拡大
- 西部地域への地方証券取引市場の設置

図19-32 西部地域における地方金融センターの育成



出所：調査団作成

(2) 関連機関

証券監督管理委員会、銀行業監督管理委員会、地方政府、科学技術部、財政部

(3) 主な提言事項

1) 西部地域の規模の大きな中枢都市における金融機能の集積促進

金融機能の一極集中は経済合理性に基づいて進行する性格のものであり、上海、香港等の金融センターへ機能集中は今後、ますます進展すると考えられる。

しかし同時に、西部地域の経済活動が活発化するのに伴って、金融サービスに対する需要はますます拡大することになる。西部地域に地方金融センターを育成することによって、金融機能の集積のメリットを活かし、金融サービスを拡充する必要性は高い。西部地域の地方金融センターに、香港、上海等の中核金融センターを補完する役割を果たさせ、西部地域への資金流入を促進するのである。これによって、ベンチャー企業をはじめとする地元企業の資金調達手段が多様化することになる。

金融取引においてはさまざまな情報交換が必要となるが、とくに面談が非常に重要である。金融関連機関が集中立地することによって、面談に要する時間が大幅に節約でき、情報コストの低減が実現できる。その他、関連産業の発展を促し、質の高い人材の教育と供給、金融関連サービスの拡充、金融関連インフラ整備の進展、対

政府交渉力の強化などの効果も期待できる。その結果、金融技術の高度化、金融サービスの多様化を生み出すことが期待できる。

地方の主要都市は、現在、自らを地域金融の中心として発展させることを経済開発の目標に盛り込んでいる。西部地域では、成都、重慶、西安などが将来的に地域の金融センターとなることに名乗りをあげている。成都市は、自らを西南地域の科学技術、金融、商業貿易の中心と位置付けている（「2003-2020年成都都市総合計画」）²⁷。重慶市は、第11次5ヵ年計画において、重慶市を長江上流における3つの中心（商業貿易センター、金融センター、科学・文化・教育・情報センター）、2つの中枢（交通中枢、通信中枢）、1つの基地（現代産業基地）を形成することを目標としている²⁸。西安市は、第10次5ヵ年計画のなかで西安を地域金融センターとして発展させることを目的に掲げている²⁹。

2) 西部地域におけるベンチャー企業の資金チャネルの拡大

民営企業は事業資金の半分以上を自己調達しており、外部調達についても銀行のウエイトは小さい（全体の10～20%程度）。リスクの大きいベンチャー企業では必要資金の多くを自己調達せざるを得ない状況である。米国ではベンチャーキャピタルが発達しており、政府もベンチャー企業育成の一環としてベンチャーキャピタル育成に力を入れている。しかし、潜在的なベンチャー企業の資金需要規模を考えると、ベンチャー企業向け資金は不十分な状況である。

1980年代半ば以降、大学を中心としたベンチャー投資会社やハイテク開発区に地方政府が出資するベンチャー投資会社が設立された³⁰。90年代前半には、米国を中心とする海外のベンチャー投資会社が、中国での事業を開始した³¹。1995年には、海外のベンチャー投資会社の参入を促進するために、「国外中国産業投資基金管理規則」が發布された。90年代後半からベンチャー投資基金は増加傾向を示し、2000年代に入って急増している。インターネット、情報通信、IC関連などハイテク分野への投資が行われている。2004年のベンチャーキャピタルの投資額は、12.7億ドルと推計されている³²。ベンチャーキャピタルは外資のウエイトが大きく、全体の約8割を占める。

²⁷ 『成都市城市总体规划 2003—2020』成都市规划管理局 2004年12月13日。

²⁸ 『关于印发重庆市国民经济和社会发展“十一五”规划基本思路的通知』重庆市人民政府办公厅、2005年6月14日

²⁹ 陕西省社会科学院張宝通研究员は、西安をアジア=欧州大陸橋経済帯における金融センターとすることを提案している。（「发展区域经济西安怎样定位」中国西安网上招商洽谈会 www.xianonlineinvest.org 2005年7月29日）

³⁰ 1986年に設立された中国新技術投資会社が最初の専業ベンチャー投資企業と言われる。西部地域における主な国内ベンチャーキャピタルとしては西安高新技术产业风险投资有限责任公司、陝西银河科技投资有限责任公司、重庆科技风险投资有限公司等がある。

³¹ 1993年の米国のIDG Technology Venture Investment Fundの設立が海外ベンチャー投資基金の中国参入の嚆矢と言われる（<http://www.idg.com.cn/>）。

³² 『2004中国創業投資年度研究報告』清科公司

財政資金による支援では、1999年5月、科学技術部と財政部が、「科学技術型中小企業技術創新基金（創新基金）に関する規則」を公布し、中小企業向け技術開発のための基金を設立した。続いて、2003年1月に施行された中小企業促進法に基づいて、2004年10月「中小企業発展専項資金管理前提規則」が公布された。このなかでは、中小企業の専門化、大企業との協業、技術創新、新製品開発、新技術普及等を支援するための政府専項基金である中小企業基金の設立が規定されている。

ベンチャー投資基金の育成上の問題となっているのは法制度整備が不十分なことである。2004年6月には「証券投資基金法」施行されたが、同法のなかでは産業投資基金については明確に規定されていない。2004年7月に国務院が発布した「投資体制改革に関する決定」では、企業投資プロジェクトに対する資金供給方式の拡大の方法として、中小企業基金や各種の投資機基金の設立が盛り込まれている。

現在、発展改革委員会、人民銀行、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会、科学技術部は、「創業投資企業管理暫定法」の草案を準備中である。これらを活用して、西部地域において、ベンチャー企業への資金チャンネルの拡大を図る。

3) 西部地域に対する投資ファンドの拡大

中国では、1992年に最初の投資信託が生まれ、翌年には上海証券取引所に上場された。その後、投資信託は増加している。投資信託の運用整備と投資家の保護のため、1997年に「証券投資基金管理暫定規則」が定められ、2004年6月には「証券投資基金法」が施行された。

資産証券化については、2005年3月から国家開発銀行、建設銀行により融資資産の証券化が試験的に行われている。資産証券化については、法制度整備等の課題が残されてはいるが、近い将来、一般的に利用されるようになると考えられる。

西部地域において、地域企業を対象に投資を行う投資ファンドを組成することによって、地域の資金を新しい事業や企業育成に活用するチャンネルを拡充することを提案する。これによって、地域の資金を地域経済の活性化に役立てることができる。未公開株も組み入れるようにすると、ベンチャー企業に対する支援にもなる。

資産証券化については、地域の都市開発や不動産開発に対して資本市場を通じて資金を供給する手段となる。その他のインフラ開発プロジェクトについても、回収キャッシュフローが確保できるものであれば資金供給が可能である。

4) 西部地域への地方証券取引所の設立

中国では、1990年12月に上海証券取引所、91年7月に深圳証券取引所が設立されたが、その際、全国主要都市には証券交易センターが設立された。しかし、地方では違法な株式取引や先物取引が大量に行われ、一部の地方では勝手に株式取引所が設立されたために、金融リスクが高まった。このため、店頭取引所、証券交易センター、証券会社、先物市場、証券信託の整理が行われた。全国18の省市に41ヶ所の

非合法の株式取引所があり、そこで 520 企業の株式が取引されていたが、これらは閉鎖された³³。26ヶ所の証券取引センターは、証券会社への合併、証券ブローカー業への改組、証券取引センター同士の合併による証券会社への改組のいずれかによって整理された。

現在、上海証券取引所は主要取引所、深圳証券取引所は中小企業向け取引所として成長させていくという見方がある。深圳証券取引所には 2004 年 5 月、中小企業ボードが開設された。また、創業ボードの開設も議論されている。創業ボードについては、1990 年代後半から検討されていたが、国内株式相場の下落、先進国の新興企業市場の株価暴落、上場企業の非流通株の存在、ベンチャー企業が有する高リスク、不十分な管理監督体制などの問題から創業ボードの創設は遅れ、2004 年に中小企業ボードの形で開設された。

中国の証券市場において当面の大きな問題は、非流通株の段階的市場放出、深圳証券取引所の役割の明確化と地盤強化、対外開放を通じた外国投資の呼び込み等であろう。しかし、長期的にみれば、創業ボードの創設、地方証券取引所の創設等を通じて証券市場の重層化を図っていく必要がある。株式市場での上場は、ベンチャー企業への投資家が投資資金を回収するための出口としての主要手段である。ベンチャー企業向け市場が存在しないことは、中国におけるベンチャーキャピタルの設立や投資活動を阻害する要因になっている。ベンチャー企業向け市場の必要性については、政府も認識している。2004 年 1 月の国務院「資本市場の改革開放と安定発展に関する若干の意見」の「四、健全資本市場体系、丰富证券投资品种」には、「分步推进创业板市场建设, 完善风险投资机制, 拓展中小企业融资渠道。」と書かれている。2005 年 2 月には、国務院「个体・私营等非国有制経済の奨励・支援・指導に関する若干の意見」のなかで、「中小企業板の整備の加速と制度創新の基礎のうえで一步一步創業板市場を推進する」としている。

また、国土の広さ、企業数の多さを考慮すると、中国では、香港、上海、深圳以外の地方に証券取引所を設置することは有意義である。米国、日本等の先進国においても、株式市場発達の比較的初期の段階においては、地方証券取引所が有望な地元企業を発掘し、育成する機能を果たしてきた。もっともその後近年、日本では、上場企業が東京に一極集中する傾向にあり、地方証券市場の果たす機能は小さくなってきている。しかし、現在の中国の経済発展段階と国土の広さからみると、地方証券取引所の設置は地域経済の振興と株式市場の発展に貢献するものと考えられる。

19.9.3 実施手順

中国においては銀行を通じた間接金融が大宗を占める。機関投資家あるいは家計の資金が資本市場へのシフトは着実に進むものと考えられるが、時間を要する。従って、この節で取り上げた課題は中長期的に取り組んでいくべき課題であると考えられる。

³³ 周正庆「中国证券市场回顾与展望」2003 年 8 月 13 日、中国宏观经济信息网

(1) 西部地域の規模の大きな中枢都市における金融機能の集積促進

地方金融センター機能集積のために振興すべき項目としては、以下のものが考えられる。地方政府は、地元銀監会、地元銀行協会、人民銀行、地元金融機関等と協議し、地方金融センターとなるための具体的計画を策定したうえで、インフラ整備、投資助成など必要となる条件整備を行う。

i) 金融行政に対する信頼性の向上

- ・金融政策の一貫性の維持
- ・金融取引に対する地方政府等の介入の排除
- ・金融監督体制・金融リスク管理体制の強化
- ・投資家保護の徹底

ii) 外国銀行を含む金融機関及び金融関連サービス業の招致と育成

- ・情報ネットワーク等金融関連インフラの整備と安価な価格でのサービス提供
- ・優秀な人材の教育と供給
- ・特定地区の金融センター区への指定と、同地区への立地企業に対する税額減免等の優遇措置の提供

iii) 資金取引拡大への取組み

- ・全国銀行間債券市場の取引拡大
- ・全国銀行間コール市場の取引拡大

iv) 資本取引拡大への取組み

- ・企業債発行の促進と引受業務の活発化
- ・民営企業/ベンチャー企業の上場促進と上場関連業務の活発化（下記（2）と同じ。）
- ・多種類の投資基金の創設（下記（3）と同じ。）
- ・地方証券取引所の創設（下記（4）と同じ。）

v) その他

- ・保険市場の拡大
- ・証券取引所の業務拡大
- ・地場産業の育成
- ・地域金融機関の上場促進
- ・家計に対する金融リスクを含めた金融知識教育

(2) 西部地域におけるベンチャー企業の資金チャネルの拡大

i) 民営企業のための事業環境の整備

沿海部に比べて西部地域では、規制が多い、地方政府の民営企業育成に対する意識が低い等民営企業が自由に活動を行う事業環境整備が遅れている。

- ・ 許認可手続きの迅速化と規制緩和の一層の促進
- ・ 知的所有権保護のより一層の厳格化
- ・ 産業集積を促進する産業政策による事業機会の創造
- ・ 都市開発などの総合開発事業による事業機会の創造

ii) ベンチャーキャピタルの育成

- ・ 地域の金融機関、投資家による地場ベンチャー企業のためのベンチャーキャピタル創設の促進

地域ネットワークを持つ地域金融機関が保有する地場企業に関する情報を活用し、有望企業を発掘し、投資を行う。

- ・ ベンチャーキャピタルに対する税制面での優遇措置の検討
- ・ ベンチャー投資会社の投資ファンドの証券取引市場への上場

iii) ベンチャー企業に対する創業支援

- ・ 大学・研究所との共同事業化の促進
- ・ インキュベーション・センターによるファシリティの提供
- ・ 信用保証機関による信用保証の提供
- ・ 創業支援のためのコンサルティング・サービス等

(3) 西部地域に対する投資ファンドの拡大

i) 投資ファンドの多様化

- ・ 未公開企業、上場して年数の浅い企業等に投資して資金運用を行うベンチャー投資ファンドの拡大
- ・ 私募型投資ファンドの拡大
- ・ 西部地域の企業やプロジェクトに投資を行う西部産業投資ファンドの拡大

ii) 資産証券化の導入と多様化

- ・ 資産証券化手法の研究とアレンジャーの育成
- ・ 不動産投資信託（REIT）の導入・拡大
- ・ CLO の導入・拡大
- ・ その他資産担保証券の多様化

(4) 西部地域への地方証券取引所の創設

i) 地方証券取引所創設の是非の検討と創設場所の選定

上海と深圳の証券取引所の発展状況、上場株式の株価動向、証券市場での資金の需給動向、証券取引に関わる法制度の整備状況など、地方証券取引所創設のための外部条件を研究する。

金融市場の発展状況、地域経済の規模等を考慮して地方証券取引所の立地場所を選定する。最終的には、西部地域において2〜3ヶ所程度の証券取引所を設立することを想定する。

ii) 地方証券取引所創設のための制度設計

国内及び海外の証券取引所を参考としながら、地方証券取引所の制度・運営に係る制度設計を行う。

- ・ 地方証券取引所管理規則の策定
- ・ 店頭上場手続きの決定
- ・ 店頭市場のためのシステム設計
- ・ 地方証券取引所閉鎖の条件と閉鎖手続きの検討

地方証券取引所の創設にあたって検討すべき問題点としては、以下のようなものが挙げられる。

- ①上場基準 主要市場に比べ上場基準は緩やかなものにする。しかし、過度に上場条件を緩めると本来上場するべきでないような企業も上場される可能性がある。
- ②ディスクロージャーの確保 現在でも上場企業のディスクロージャーには問題がある。如何にベンチャー企業のディスクロージャーを確保するかについて、罰則規定も含めて検討する必要がある。
- ③監督管理体制 市場が増え、上場企業も増えた場合、如何に十分な監督管理体制を確保するかが課題となる。
- ④資金の安定性 市場間の資金の移動が活発化することが考えられるため、市場の安定を如何に維持するかを検討する必要がある。

上場される企業は、主要ボードに上場される企業に比べ規模が小さく、新しい企業が中心になるため、市場リスクが高くならざるをえない。従って、退出基準を明確にしておくこと、ディスクロージャーの正確性の確保、経営者の責任の厳格化、投資家へのリスク教育等の方策を検討する。

地方証券取引所については、店頭市場とすることが妥当である。上場基準は、主要ボードよりは穏やかなものとなり、中小企業ボードと同水準が目処となろう。未公開株市場を開設した場合、ベンチャー企業のインキュベーターの役割や上場廃止後の受け皿としての役割も期待できる。

地方証券取引所においては、企業債、地方債、投資ファンド（株式信託、不動産信託等）など幅広い金融商品を上場することも考えられる。

Box 19-4 米国・日本における地方証券取引所

日本

東京証券取引所：大企業向けの1部と中堅企業向けの2部、店頭市場のマザーズがある。

大阪証券取引所：1部と2部に分かれる。店頭市場としてヘラクレスがある。

名古屋証券取引所：1部と2部に分かれる。店頭市場としてセントレックスがある。

札幌証券取引所：店頭市場としてアンビシャスがある。

福岡証券取引所：店頭市場としてQ-Boardがある。

その他、日本証券業協会が開始した店頭市場ジャスダック、未公開企業の株式を売買するグリーンシート銘柄がある。

従来、地方証券取引所は、地方で将来性のある企業の発掘・育成の役割を担っていた。しかし、上場企業の東京一極集中が進展し、地方の証券取引所は厳しい状況にある。2000年に広島証券取引所と新潟証券取引所が東京証券取引所に合併され、2001年に京都証券取引所が大阪証券取引所に合併された。地方企業はその地方の証券取引所に上場しなければ他の証券取引所に上場できないという「テリトリー制」と呼ばれた証券取引所間の自主規制があったが、これが2000年以降撤廃されたことも、重複上場していた企業の地方証券取引所での上場廃止につながっている。

米国

主要証券取引所：ニューヨーク、アメリカン

地方証券取引所：ボストン、フィラデルフィア、シンシナチ、シカゴ、パシフィック

地方証券取引所は、ニューヨーク市場、アメリカン市場との重複上場が多く、単独上場は少ない。

店頭市場

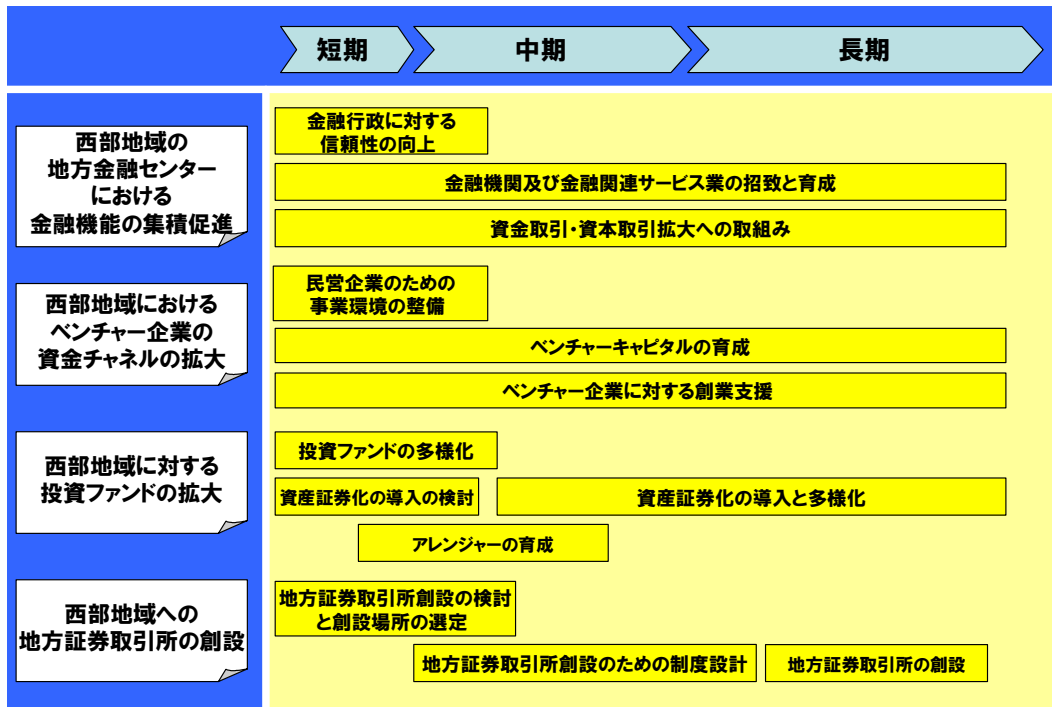
ナスダック市場：全米証券業協会（NASD）が運営する店頭株市場。上場銘柄を取引所外で売買を行う「第三市場」、証券会社を通さず直接売買を行なう「第四市場」、コンピュータシステムで取引が行なわれる「ナスダック市場」、

OTCBB市場：全米証券業協会によって運営される。

ピンク市場：Pink Sheets LLCによって運営され、未公開株が取引される。証券委員会（SEC）への財務情報の提出は義務付けられていない。

資料：財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「資本政策実務ガイド」2003年

図19-33 西部地域における地方金融センターの育成のタイムテーブル



出所：調査団作成

引用文献

谢丽霜(2003) 西部开发中的金融的支持与金融发展, 东北财经大学出版社
 杨明基 倪克湖(2002) 西部地区金融成长与经济发展, 甘肃人民出版社
 周正庆(2003) 中国证券市场回顾与展望, 中国宏观经济信息网

19.10 PPP（公民連携方式）の本格展開

19.10.1 提言の背景

(1) 産業インフラに対する巨額の投資需要

第4章で述べたように、2006～2015年間の西部産業インフラ(鉄道、道路、空港、西気東輸、西電東送、水利、発電)必要投資額は約2兆元にのぼると推計され、そのうち鉄道、道路が約1兆2千億元を占めるものと見込まれる。西部大開発戦略においては、最初の5年から10年に重点が置かれ、実際に前倒しで計画が進んでいる部門が多い。しかし、第4章での推計では、2010年～2015年においても同じペースの投資が必要であると見込まれている。

(2) 財政投入拡大の困難性

中国の1999年の財政赤字の対GDP比は2.12%と、日本、米国の2.1%、1.6%に比べて高く、国債残高の対GDP比も、近年では20%を超えるに至った。中国の財政規模が小さいこともあり、今後の不良債権処理への対応等を考慮すれば、従来のような積極財政に依存することは難しいと見られている。

したがって、これから 10 年間に予想される巨額の産業インフラ投資需要を今まで通り中央政府の財政投入によって賄うことは困難である。

(3) 各インフラセクターの発展度合いに応じた資金調達

一口に産業インフラ整備と言っても、既に国際競争力さえ備えつつある石油・天然ガス産業及び通信産業から、都市給水・給ガス、下水処理のように採算運営が微妙な分野まで多様である。また、国営企業の組織改革の観点から見れば、未だ政企分離がなされていない分野から、国際企業として外国株式市場に上場されているものまで多岐にわたっている。

以下では、産業インフラ分野の市場化の発展度合いに応じて、PPP(公民連携方式)の導入が図られるべきことを提言する。

19.10.2 提言の内容

(1) 独立採算可能分野での PPP の本格展開

財政投入の拡大が困難であることを考慮すれば、予算性資金は採算運営が望めない非経営性プロジェクトに傾斜配分し、独立採算が可能な経営性(準経営性)プロジェクトについては、プロジェクトに応じて PPP(公民連携方式)のなかで最も妥当なスキームを選択し実施することを提案する。それぞれのスキームの中で、どうしても官のバックアップが必要な限られた部分に対し、保証、出資、補助等の財政支援を行うこととする。

前記推計によれば、これから 10 年間に西部の産業インフラ(鉄道、道路、空港、西気東輸、西電東送、水利、発電)分野で約 8 千億元の資金不足が生ずる。この大部分を民間資金が担わなければならない。

(2) 投資主体と資金ソースの多元化を実現するシステムの整備

PPP の本格展開を図るため、公民の連携によって産業インフラを整備する事業主体を出来るだけ多く登場させるよう誘導する。同時に、政府はその事業主体が市場から事業資金を調達しやすいような制度を準備する。

純民間資本の蓄積が少ない中国では、官製株式会社が重要な事業主体である。また、民間貯蓄を有効活用するためには、銀行預金を通じた間接金融だけではなく資本市場を通じた株式、債券等の直接金融活用の道を拡大するよう措置する。

同時に、国家安全保障に抵触しない範囲で、量的には一番大きい海外からの民間直接投資参入の道を出来るだけ広くしていく。

(3) 先進的金融技術を活かせる人材、法制度、リスク管理体制の整備

国家開発銀行、国立商業銀行が鉄道、道路、発電所に行っている融資は、政府及び官製株式会社に対する貸付である。今後要するインフラ資金を充足するためには、多額の民間資金が必要であり、これを埋めるためには、実施主体を多様化し、上記 2 行からの調達だけではなく更に資金ソースの多元化を実現していくことが求められ

る。このため、PPP 構造に適した先進的金融方式を積極的に活用していく必要がある。

これらの課題に対応するため、プロジェクト・ファイナンス、資産の証券化、スワップ、オプション、更にはリスクファイナンス等の先進金融技術を本格的に展開できる銀行の成長を促し、金融人材、法制度、リスク管理体制を整備する。

(4) 競争原理の導入と民間総合開発力の活用

石油・天然ガス分野及び通信分野では、商業ベースでの対外市場開放と技術提携及び資本参加が進んできている。また、発電部門では国営の発電会社間での競争の導入が始まっている。しかし、運輸部門では市場の開放、競争の導入が遅れている。総じていえば、産業インフラ部門では、組織経営改革の進展に比し、競争の導入が遅れている。

これからの10年は、市場を開放し、競争を導入することによって産業インフラ部門に新しい技術、経営手法を導入し、国際競争力を強化し、内外の民間総合開発力を積極的に活用して産業インフラの整備を図っていくこととする。

19.10.3 具体的実施手順

(1) 商業化、企業化

組織、経営改革が遅れている分野（都市給水、給ガス、下水処理、都市道路等）に損益計算書・貸借対照表を導入し、資産・負債、損益状況を把握できるようにする。更にサービス契約、マネージメント契約、コンセッション契約等を活用して運営の低コスト化、効率化を図る。

(2) 独占の排除

通信部門、電力部門、石油・天然ガス部門の分割会社間の競争をいっそう推し進め、運輸部門へ地域分割を導入することで競争を導入する。25年から35年の長期間のコンセッション契約を結んで上下水道、給ガス事業を民間に委託する。

独占による非効率、コスト高の弊害を市場競争原理の導入によって低減してゆく。

(3) 官製株式会社の上場/部分売却

通信部門、電力部門、石油・天然ガス部門の内外株式市場への上場を国家安全保障の限度内でいっそう推進し、内外の資本の参入を許す。これによって得た巨額の資金を一般財源化し、財源不足を補う。

国鉄を分割の上、株式上場し、株式の一部を民間投資家に売却する。

(4) 民間経営手法の導入による経営改革

分割された鉄道会社間の競争を導入する。部分売却により参入した民間資本を活用して、民間技術と民間経営手法を導入する。経営手法も人材も官から引き継いだ官製株式会社を市場競争力のある会社にしてうえで不可欠の手順である。

19.10.4 留意事項

(1) 長期戦略の必要性

エネルギー分野での石炭、石油、天然ガス、新エネルギーの代替関係、運輸分野での鉄道、水運、自動車、航空機の各モード間での代替関係を明確にするため、それぞれの政策指標（クリーン・エネルギー/埋蔵量、モータリゼーション/平均運輸距離等）を考慮に入れた国家的長期戦略を作成する。

個々のインフラ分野の PPP 戦略は、この長期戦略に沿って構築されなければならない。

(2) 入札の公開性・透明性の確保

中国の PPP では、民といっても多くの場合、官製の民である。従って、PPP の入札に当たっては内外の純民間企業と官製株式会社の間で不公平/不公正が生じないように、「公開性と透明性」が守られなければならない。

(3) 政府のコミットメント

PPP は多くの契約から成る。従って、これらの契約が条文通りに成立するための政府のコミットメント/執行が不可欠である。同時に契約で規定されるインフラの公共性が正しく守られているかについてのモニタリングも、政府の重要な役割である。

【補論】

鉄道事業における PPP の展開

中国における PPP の本格展開に資するため、重要セクターである鉄道分野における PPP 導入のための方策を以下に詳述する。

19.10 補 1 中国鉄道事業の課題

(1) 戦略貨物輸送能力の向上

2005 年には、貨物輸送量増 2 億トンのうち、国鉄は 1.6 億トン(石炭 1.1 億トン、石油 11 百万トン、食糧 6 百万トン)の輸送分担を行っており、経済成長を輸送面から支えている。その任務を全うすべく、鉄道部は安全な輸送力確保に全精力を注いでいる。しかしながら、将来トラック輸送との競争が厳しくなるコンテナ輸送等の質的輸送力強化は未整備である。

また、収益力改善に不可欠な収入・コスト改革は緒についたばかりであり、公益型貨物/経営性物資/市場性貨物の分化による貨物運賃（運価）体系改革、営業コスト(成本)低減戦略、税金対策も殆どなされていない。

(2) 高速旅客鉄道の実現

鉄道貨物輸送の使命達成のため、旅客輸送は後順位となったために、旅客輸送は総輸送人・Km の 35.2%の分担力で貨物輸送総トン・Km の 53.9%と比べて著しく低い。旅客輸送サービスは先進諸国に比べ著しく悪い。

このため、高速旅客専門鉄道の建設が計画され、旅客輸送専門会社による外資も含

めた PPP の可能性が市場に打診され始めた。武漢～広州、石家荘～太原、鄭州～西安、武漢～合肥、福州～厦門等である。

(3) 経営自主権を持つ鉄道会社の創設

既に見たように、鉄道輸送は極めて戦略的であるために、設備投資、運営方針、運営組織/人員、運賃/コスト戦略いずれをとっても運営主体（鉄道部）が自主性を持って決められる状況にはなかった。

加えて、昨今の貨物・旅客輸送力不足及び中西部大開発のための経営体力を度外視した年額 1000 億元にも上る設備投資は、再び国鉄経営を危機に陥れる可能性を示唆している。

鉄道学会で行われている初歩的分析でも、1980 年からの 20 年間に旅客人・Km 及び貨物トン・Km の伸びがそれぞれ 3.4、2.5 倍であるのに対して、旅客運輸平均コスト(元/人・Km)及び貨物運輸平均コスト(元/トン・Km)の伸びはそれぞれ 6.3、8.1 倍と著しく悪化していることが分かる。十五計以降の巨額投資の減価償却を考えれば、運輸平均コストは更に著しく悪化している(していく)ことが予想される。

これらを考えれば、旅客・貨物分離、上下分離、地域分割等を柱とした、鉄道輸送改革を抜本的に検討し、責任ある経営自主性を持った運営主体を作り上げる時期にきていると見られる。

19.10.補 2 中国の鉄道 PPP 導入要件

(1) 巨額な必要資金

先ず、必要資金額が巨額であることである。

鉄道部は 2000~2020 年までに投資総額 2 兆元、年間 10 百萬元を予想している。ちなみに、2 兆元という額は 2001 年の民間貯蓄総額 12 兆元の 16.7%に相当する。また、西部開発については、第 4 章での資金需要推計によれば、2006 年から 2015 年までの 10 年間に約 60 百萬元(年間 6 百萬元)が必要である。

(2) 脆弱な収益力

次にこの巨額な設備投資が非常に脆弱な収益力で賄われねばならないことである。

直近の実績を見てみると、2004 年度の運輸収入は 1788 億元、運輸利益はおよそ 30 億元であり、2005 年度の運輸収入は 1935 億元、運輸利益は 70 億元を計画している。売上高の半分、利益の 14~33 倍の設備投資を毎年計画していることになる。

もっとも、これまでの投資はその大半が鉄道建設基金によって賄われており、毎年およそ 400 億元の売上高比例（貨物運輸トン・Kg 当り 4.15Fen）で徴収されていることになるので、その分を考慮しなくてはならない。しかし、高額な鉄道建設基金の徴収が運送委託側のコストを増大させると共に鉄道運輸の水上運輸、航空運輸との競争力を弱めているとの批判を受けて、鉄道部は 2005 年末までで鉄道建設基金を撤廃する予定である。

(3) 鉄道運輸管理体制の遅れ

前述のように、鉄道部の採算性、コスト管理意識が未発達なために、鉄道管理運営体制整備に遅れを生じている。

PPP 検討のために必要な現有資産・負債の評価、運営コスト分析、将来 Cash Flow 分析の前提となる需要量、運賃の分析が未だ初歩的なものに留まっている。

19.10.補 3. 適用すべき PPP 手法

(1) 内外巨大資本参加の IPO（株式公開）による経営技術及び開発資金の導入

- 巨額資金調達のためには既存優良資産の売却（国鉄本体の IPO による民営化）、及び民間経営技術の本格導入が最適である。
- 現鉄道部は、近代経営を隅々まで及ぼすには規模が大きすぎる。また、効率経営に不可欠な競争原理を導入するためにも、分割民営化が必要である。
- そのためには、現有資産/負債の評価が不可欠である。
- 将来 Cash Flow の現在価値に投資する投資家にとって、納得の行く Projection が必須である。
- 現在のコスト構造、収入構造の解明が最優先課題である。

(2) 既存施設のサンクコスト（沉没成本）の費用化（リース（租賃）料或はコンセッション(特許経営権)・フィー)による民間参入機会の拡大

- 民間資金の導入の障害はサンクコスト（沉没成本）の大きさであり、これを解決する方法はサンクコストの経費化である。
- このための技法は、TOT(含む租賃)及びコンセッション方式(特許合同制)である。
- これらの線区ごとの部分売却を実施するためにも、長期鉄道戦略が立てられ、料金政策、鉄道ネットワーク戦略、鉄道管理戦略に基づいた線区売却方針が示されなければ、民間が負わねばならないリスクが大きすぎて、参入は困難になる。

(3) デベロッパーによる地域総合開発コンセプトでの鉄道開発の提言

- 交通インフラへの民間参入案件で最大のリスクは需要予測に基づく収入リスクである。従って、売却側が民間参入による資金調達を目的にしている場合は、安定収入の実績のある既存線区を選ぶべきである。
- 新線の建設に民間参入を期待する場合は、需要予測リスクをヘッジするために、民間デベロッパーの総合開発力を活用した、地域総合開発権を与えるのが有効である。海外デベロッパーは住宅、商業施設、コンベンション、リクリエーション施設と鉄道も含めた交通モードの地域総合開発の経験が豊かである。地域総合開発権を与えることで、交通プロジェクトの持つ最大のリスクをカバーできるとすれば検討に値する。

(4) 金融機能は PPP に不可欠

- PPP における金融の果たす役割は大きい。巨額の資金調達に必要なレバレッジ効果が期待できるからである。また、公と民が協力するスキームでは、金融部門がリスクをカバーする仕組みの幅が増すからである。
- その第一は、公が最後まで何らかの形でプロジェクトに関係することによって、プロジェクトに安心感が生まれることである。直接保証を与えなくても、公がプロジェクトのエクイティの一部を持ち続けることが大切となる。
- 有力民間グループが参加することで、そのグループ関連の金融機関の積極的姿勢を引き出すことができる。直接保証を出さなくても、金融機関のグループとの総合取引による間接効果が期待できる。
- 上述の地域総合開発により、収入リスクがカバーされれば、更に民間グループはコーポレート・ファイナンスを離れて、プロジェクト・ファイナンスによるリミテッド/ノン・リコースのファイナンス調達の可能性がでてくる。

19.10.補 4. 本格展開に向けての環境整備

(1) 鉄道事業をどうして行くかの長期戦略作成

2005年5月20日に鉄道部から43件の鉄道建設プロジェクトの投資プロモーションが国内外の大手企業、金融機関が招待されて開かれ、その後6月1日北京～石家荘の新規客運鉄道建設の投資商談会、6月初の山東省政府国有資産監督管理委員会よりの山東鉄道への投資商談、6月23日の武漢～広州建設資金の民間調達報道と五月雨式に投資誘致がなされている。

これらの個別商談会に先立ち、鉄道輸送の長期戦略（航空・モータリゼーションの進行による旅客/貨物鉄道輸送の果たすべき将来図、国鉄経営の現状を踏まえて鉄道件建設・運営を組織・経営形態として如何担っていくのかの具体論、総額2兆元とも言われる投資資金の調達を如何賄っていくのかの長期資金計画）を国務院、鉄道部を中心として作成し、国民的合意（全人代での承認）を得ることが重要である。

これらの手続きはIPOの実施の場合、投資家の支持を得るために特に重要となる。

(2) プロジェクト形成

鉄道部から提示された43件の鉄道建設プロジェクトの1つである山東省プロジェクトでは、外国企業と中国政府とのプロジェクトの採算性判断が食い違い、外国企業の参加表明が得られていないと報じられている。

これらの問題を解決する方法としてFSを外国案件で名前の通った一流コンサルタントに行わせることを提言する。次にFinancial AdvisorもBidによって選ばれたProvenなInternational Investment Bankerに任せ彼らの第3者としてのスクリーンを通すことを提案する。このことによって、関係者間でProjectのViabilityを共有することができる。

(3) 法制整備/会計制度整備

指名権限を持つ公共団体と民間業者との交渉/契約が厳格な法の下に管理なされない
と、その広がりや規模から言って、不公正、不公平、贈収賄等の諸悪の根源となる
危険が十分ある。以下の内容を含む PPP 法の立法が必要である。

Definition of Terms/Private Initiative of Infrastructure/Priority Projects/Unsolicited
Proposals/Public Bidding of Projects/Direct Negotiation of Contracts/Repayment
Schedule/Contract Termination/Regulatory Boards/Project Supervision/Investment
Incentives/Implementing Rules and Regulations/Coordination and Monitoring

また、ディスクロージャーや国際会計基準の採用等の会計制度の整備が PPP を推し
進めていくうえでキーとなろう。

(4) 政府補助

上で提言した PPP スキームは基本的に政府の補助を必要としないものであった。し
かし、西部の鉄道プロジェクトは採算性が見込めないものも多く考えられる。予想
される Cash Flow が建設コストをカバーしきれない時の「**SB-O-T** (Subsidize
Build-Operate-Transfer) スキーム」や、建設は民間リスクで行うが、経常運営は補助
金が必要な「**B-SO-T**(Build-Subsidized Operate-Transfer)スキーム」も考えていかねば
ならない。これらの政府補助も十分な FS と FS に基づいた Cash Flow Projection とそ
の前提条件が精査され、合意に達しなければならない。

FS, Financial Plan に基づき、如何なる条件のときに政府補助がどの程度必要かを前も
って、検討し前述の PPP 法の中で規定しておくことが大切である。

(5) 契約遵守

民間資本参加の基本条件が収益性の確保であることは、既に論じた。十分な分析と
諸スキームの上に立つ採算性予測は、結ばれた契約の遵守がなければ達成されない。
中国側の政府/政府関連機関/民間の契約履行に関する政府のコミットメントが不可
欠である。

Box 19-5 日本国鉄民営化に学ぶ

環境状況

- 国鉄は、交通市場の中で一貫してシェアを低下させてきたが、後に述べるようにこ
のような環境の変化に適切に対応した減量化などが遅れたため、20年間以上にわ
たり経営状態は悪化の一途をたどっていた。昭和60年度予算における実質的な赤
字額は単年度で2兆3千億円という膨大な額に上る見込みであり、これは毎日63
億円近くの赤字が増加していく勘定となっている。さらに、借金の残高も昭和60
年度末には実に23兆6千億円もの巨額に達すると見込まれ、民間会社なら既に破
産した状態となっており、国鉄の破綻した経営を放置することはもはや一刻も許さ
れない。

- 国鉄内部で民営化の機運が高まり（国鉄法で業務を縛られていることに対する不満が頂点に足ししていた）、優秀な人材が多く、民営化後の経営計画が十分に出来ていた。

準備

- 「日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法」の立法処置
- 臨時措置法に基づき、民営化監理委員会が2年を掛け十分に審議した。

民営化監理委員会が出した結論

- 国鉄の経営が悪化した最大の原因は、公社という自主性の欠如した制度の下で全国一元の巨大組織として運営されている現行経営形態そのものに内在するという認識に到達した。
- 国鉄改革の内容として、現行経営形態を改め分割・民営化することを基本とし、あわせて、巨額の債務等について適切な処理を行い、過剰な要員体制を改め、健全な事業体としての経営基盤を確立した上で、国鉄事業を再出発させること。
- 国会及び政府は、この大改革を国政上の最重要課題としてとらえ、速やかに断行されるよう要請する。また、地方公共団体には、地域の立場からの積極的な協力を要望する。

国鉄改革の結果

- 経営の自主権を取り戻した分割会社は、自らのリスクと判断でそれまで国鉄法で禁止されていた周辺分野へ参入し、運輸分野でも積極的にサービスを改善し、更に外部からの強要から開放されて自らの判断で投資判断が出来るようになった。
- その結果、全ての分割会社が黒字を計上し、サービスは著しく向上した。
- 過剰だった人員も適正化され、残余債務処理も遊休資産処分や株式上場益当によって進んでいる。
- 多くの国民は「国鉄改革は成功した」との評価をしている。

（戦略5：リスク管理と情報・知識・技能の革新）

19.11 金融リスク管理体制の整備

金融機関経営の基本は積極的なリスク管理運営であり、金融機関自らが自己責任に基づき実施することが重要である。

また、政府においては、金融機関が金融リスクを適切に管理していくために必要な環境整備に努めるとともに、金融システム管理者としてシステムリスク管理のための制度整備を行うことが必要である。

以下、政府が実施する金融リスク管理のための政策措置を提言する³⁴。

19.11.1 金融機関におけるリスク管理のための環境整備

(1) 提言の背景

日本や欧米では、金融機関におけるリスク管理手法は、従来の資産の健全性管理から資産負債総合管理（ALM）へと高度化してきており、また、統計数理に基づくリスク制御・管理の手法も発展してきている。さらに、リスク管理手段としての債権流動化やデリバティブ取引等が進展してきている。

中国では、金融機関のなかには相当高度なリスク管理システムを構築しているところもある。また、政府のリスク管理指導基準として資産の5段階分類やバーゼル2対応のリスク管理システムが導入されてきている。

今後、これらのリスク管理手法等を個々の金融機関で実施に移して行くことが必要である。

また、監督当局は引き続き金融機関のリスク管理の実効性を高めるための環境整備に努める必要がある。

(2) 提言の内容

1) 先進的リスク管理手法の技術移転

個々の金融機関のリスク管理能力を高めるため、先進的リスク管理を実践している金融機関から他の金融機関への技術移転を積極的に推進する。

監督当局は、検査等を通じて、外銀を含めて各金融機関の内部リスク管理体制を横断的にみることができる立場にある。監督当局は、収集したリスク管理手法を評価・整理して、金融機関に対して適切な指導監督を行うことが必要である。その際、中国工商銀行等のリスク管理手法の技術移転に意欲を持つ金融機関を活用する。

2) 会計基準、経理基準の整備

金融リスク管理のためには、金融機関自身及び監督当局が金融機関の経営内容を的確に把握することが必要である。

中国では、既に国際会計基準に準拠した会計基準・経理基準が整備されつつある。これらの会計基準等をベースとして、商業銀行や信用社の業務実態を踏まえて経営内容を的確に把握するための会計基準、経理基準を整備し実施する。また、ヘッジ会計を含むオフバランス取引のリスク把握を容易にするための会計基準の実施が必要である。時価主義会計に基づく会計基準の整備も必要である。

3) ディスクロージャーの推進

金融機関の経営状況に関する情報の開示（ディスクロージャー）制度の整備を推進

³⁴ 金融機関自らが実施するリスク管理については第13章13.2で詳述した。

する。

ディスクロージャーの推進によって、金融機関が自主的にリスクを管理し経営内容の健全性確保に努力することが期待される。

(3) 具体的実施手順

提言 1)、2)とも直ちに検討、実施する。提言 3)について、ディスクロージャーについては、預金保険制度の整備状況等に応じて金融システムに及ぼす影響にも配慮しつつ、推進する必要がある。

(4) 留意事項

提言 2)について、オフバランス取引の普及状況等に応じて整備・実施することが重要である。また、金融機関のみならず、取引先企業に対しても必要に応じて適用する。

19.11.2 金融検査の拡充強化

(1) 提言の背景

銀行業監督管理委員会は、これまでも検査手法の高度化を図るとともに検査能力の向上に努めてきている。外資系銀行への検査状況からみると、金融機関のリスク管理体制やリスク管理能力を監査する方式へと検査の重点を移してきており、また、コンプライアンスについても二重チェックの徹底指導等が行われている模様である。

金融制度改革や金融自由化の進展に伴って、金融機関のリスク実態を的確に把握するために、金融監督当局による検査等のモニタリングの必要性は格段に高まってきている。

検査当局は、金融機関におけるリスクの変化に対応して、検査手法の開発に努める必要がある。また、定期・不定期、現場・非現場、事前通知・非通知の検査を的確に組み合わせることによって、リスク検査の有効性を高めていくことが必要である。特に、金融機関において、不正事件・不祥事件がかなりの程度発生している状況においては、事前通知なしの抜き打ち現場検査の活用が有用である。

このような各般の課題を解決するために、現在の銀行業監督監理委員会を始めとする各監督委員会の能力の向上と増員等質量両面にわたる検査の充実が必要である。

また、金融機関でのコンプライアンス等で二重チェックが重要であるように、金融検査についても複数の検査機関による検査が必要である。

米国では、個々の金融機関に対して、最低でも通貨監督局、FRB及び預金保険機構による3機関の検査が行われている。日本でも、金融庁及び日本銀行による複数の検査が行われてきており、最近に至り預金保険機構の検査が開始された。

金融検査での中心であるリスクに基づく5分類基準による資産査定は、評価という作業の性格から、検査担当者によって異なる結果となる可能性が大きい。このような幅のある査定作業については、複数の目で行うことによって、金融検査の客観性

を高めるとともに、金融検査の死角を極力少なくする必要がある。

(2) 提言の内容

1) 検査体制の拡充

銀行業監督管理委員会の検査官を大幅に増員する。保険及び証券監督管理委員会の検査官も同様に増員する。

また、金融検査マニュアル（保険検査、証券検査も同様）を公表する。これによって、金融検査の効率を高めるとともに、金融機関のリスク自己管理に関する監督当局との対話を促進する。

2) 複数検査体制の確立

先年、人民銀行から各監督管理委員会が分離独立したところであるが、現行の各監督管理委員会の検査に加えて、人民銀行と取引のある金融機関に対して人民銀行による金融検査を実施する。

人民銀行は日々の金融機関との取引を通じて、あるいはマーケットを通じて金融機関と種々の接触をしている。このような日々の業務を通じての金融機関の動向や情報に基づいて、金融検査・監督を行っていくことが必要である。

(3) 具体的実施手順

提言 1)、2)とも直ちに検討、実施する。

(4) 留意事項

提言 1)について、金融検査マニュアルの公表は、日米の監督当局では実施済みである。また、検査官の増員については、検査官の質の確保も重要であり、計画的に進める必要がある。

提言 2)について、人民銀行の中央銀行機能の強化と併行して進める必要がある。

19.11.3 自己資本比率規制の活用

(1) 提言の背景

日本や欧米では、金融機関のリスク管理基準として、バーゼル合意をベースとする自己資本比率規制が既に導入され実施に移されている。この基準は、金融自由化の進展の中で、リスク管理規制の世界的なスタンダードとして確立したものとなっている。このリスクアセット方式による基準の採用によって、金融機関での信用リスク管理が格段に充実してきており、また債権流動化等のリスクマネジメント手法が飛躍的に向上した。

自己資本比率規制は金融機関のリスク管理として極めて有用であり、中国においても、監督指導基準として大手銀行に限らず広くその適用を図っていく必要がある。

しかしながら、このリスクアセットをベースとする基準に対しては、資産のリスクウエイトの画一性ととともに、与信期間の長短、与信集中の限度、担保等がリスクウ

エイトに反映されていないといった問題点が従来から指摘されている。

中国の監督当局は、バーゼル合意に修正を加えた上で規制を実施しているが、この規制はリスクウエイトの設定如何によっては金融機関貸出等の資産配分に偏りを生じる誘因となりうるものである。信用リスクウエイトの設定を誤ると、国の産業発展等に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、国債のリスクウエイトはゼロ、民営企業より国有企業のリスクウエイトが低いといったウエイト設定が、現在の国家建設の方向と整合的であるか常に検討していく必要がある。

資本充足率の8%についても、8%という数字に特段の意味がある訳ではない。国際業務を行う銀行はこの基準に従う必要があるが、国内業務のみを行う金融機関については経済発展の状況、地域の実情等に応じて別途の基準を設定する必要がある。

このことは、西部開発との関連でも検討する必要がある。すなわち、この規制において、資金を西部地区に誘導するために、西部開発向け貸付等のリスクウエイトを低くすることが考えられる。リスク管理規制の枠組みを活用して、リスクウエイトというインセンティブによって資金誘導を図ろうとするものである。政府が個別の融資を指示するのではなく、各金融機関が自己責任のもと総合的なリスク管理に基づき融資決定を行うものである。経済成長が強く期待される中国の発展段階において、経済成長政策と金融機能活用との調整手法として活用することが考えられる。

(2) 提言の内容

1) 自己資本比率規制の活用等

国際業務を行う銀行については、バーゼル合意に基づく自己資本比率規制を徹底する。国内業務のみを行う金融機関についても、リスクアセット方式の自己資本比率規制を実施する。その際、バーゼル合意の内容にこだわることなく、地域の実情等に応じて資本充足率や資産のリスクウエイトを設定する。また、中国経済の発展状況等に応じて、リスクウエイトおよび資本充足率等について見直しを実施する。

2) 西部開発向け貸付のリスクウエイトの設定

当分の間、リスクウエイトの設定において、西部開発向け貸付を優遇する。

(3) 具体的実施手順

提言 1)について、国際業務を行う銀行については実施済みである。国内業務を行う金融機関に対する規制については、規制内容の見直しを実施する。

提言 2)について、中期施策として、西部開発計画の中で実施する。

(4) 留意事項

提言 2)について、西部開発向け貸付のリスクウエイトの優遇を実施する際には、他の直接的な融資指導等を廃止することが重要である。なお、ここで提案した手法も使用を誤ると金融機関の健全性を阻害するおそれがあることに留意する必要がある。

また、ここでは経済成長政策との関係について提言しているが、貧困対策等の社会政策との関係についても同様の手法が考えられる。

19.11.4 債権流動化の促進

(1) 提言の背景

自己資本比率規制は、リスク管理規制として極めて有用であるが、この規制が有効に機能するためには、それに関連する制度整備が必要である。

自己資本比率は、分子である自己資本と分母であるリスクウエイトされた資産によって計算される。この比率規制が有効に機能するためには、金融機関においてリスク管理のために分子及び分母が操作可能でなければならない。

中国の現状をみると、分子対策としての増資を行うことはそう容易ではない。劣後債の発行も始まったばかりである。

また、分母対策としては、証券化がこれから始まろうとしている段階である。証券化を始めとする債権流動化はリスク管理のための選択肢の多様化に資するものであり、信用リスクの分散、金利リスクの転換、ALM管理のための手段として有用である。

バーゼルでの合意導入後、米国を中心に、債権の流動化などリスク管理のための手法や商品の開発が飛躍的に進展した。

リスク管理のための債権流動化等の手段が未整備のままに自己資本比率規制を実施すると、金融機関が貸し付け拒否（日本では貸し渋りといわれている）やリスクウエイトゼロの国債購入に走るなど、比率規制の弊害が出てくるおそれがある。

最近の中国の金融市場でみられる、金融機関による国債購入や不動産融資の活発化は、比率規制による弊害の兆候かもしれない。

自己資本比率規制の有効性を高め、金融機関におけるリスク管理手段の多様化を図るために、債権流動化を始めとして、分子・分母対策のための制度整備が必要である。

(2) 提言の内容

債権流動化促進のための、投資家保護の仕組み、ディスクロージャー、資産保全手段等について制度整備を進める。

また証券流通市場の整備も必要である。

(3) 具体的実施手順

直ちに検討、実施する。

(4) 留意事項

債権流動化手法については、日本や欧米で既に幅広く開発されている。また、第12章参照。

19.11.5 預金保険制度の創設等

(1) 提言の背景

今後の金融自由化の進展の中で、システムリスク管理のためには、政府の無限責任に代わるセーフティーネットが必要な段階にきている。個別金融機関の倒産等が金融システム全体の危機に発展しないように、金融業界内でのセーフティーネットの整備や政府レベルでの預金保険制度の創設が必要である。

預金保険制度の創設は、中国政府当局が、これまでの当然（暗黙）の前提である政府の無限責任を放棄して、国有銀行であっても責任の範囲は所有者としての出資を限度とすることを内外に宣言する意味合いを持つ。

政府責任のあり方が変化し、金融機関の倒産可能性が明らかになることは、金融機関経営者や職員に対してリスク管理意識の徹底に役立ち、金融機関経営に緊張感をもたらす効果が期待できる。また、預金者等も金融機関の経営内容に対して厳しい監視の目を向けることとなり、金融システム全体のリスク管理能力の向上に資すると考えられる。

なお、日本では、中小金融業界において、不測の事態に備えて金融機関相互に資金支援するシステムが作られていた。例えば、信用金庫業界では相互援助基金、相互銀行業界では相互保障協定が設置されていた。

中国においても、預金保険制度の整備に先立ち、金融機関間での相互資金支援システムを設置することが考えられる。

(2) 提言の内容

1) 西部地区相互資金支援基金の導入

- i) 基金参加者は西部地区に本店を有する預金取扱い金融機関とする。
- ii) 参加金融機関は基金に対して預金残高の一定割合（例えば 1000 分の 5）を預託する。
- iii) 基金は災害等を理由に支払いに支障を生じた参加金融機関に対して資金の貸し出しを行う。貸し出しは基金参加者から選出された委員からなる運営委員会で決定する。
- iv) 基金の管理は当分の間人民銀行が代行する。

2) 預金保険制度の導入

- i) 預金保険制度は預金取扱金融機関全てを対象として、全国一律の制度とする。
- ii) 預金保険制度としては、保険金支払い制度とあわせて破綻金融機関に係る資金援助制度等を整備する。
- iii) また、これと併行して、証券業に関する投資者保護制度、保険業に関する保険契約者保護制度の検討を開始する。

(3) 具体的実施手順

提言 1)について、直ちに検討、実施する。

提言 2)について、預金保険制度は中期的課題として検討、実施する。証券及び保険の保護制度は中長期的課題として検討を開始する。

(4) 留意事項

1) 預金保険制度に関して

日本では金利自由化に先立つ、1971年に預金保険制度を創設した。

中国でも預金保険制度導入の時期にきていると考えられる。しかしながら、現下の不良債権の状況等をみると、中国では預金保険の実施は時期尚早との見方もある。

預金保険制度の創設は、これまでの当然（暗黙）の前提であった預金に対する政府の無限責任を前提とした金融システム管理の大転換を意味するものであり、金融機関、金融制度に対する信頼が一举に動揺するおそれもある。

問題提起の仕方によっては、各方面に大きなインパクトを与える可能性もあるので、金融情勢等を見極めつつ検討していくことが必要である。

2) 金融業界内での資金支援システムに関して

上記 1)の利用により、預金保険制度の導入に先立って金融業界内での資金支援システム導入・実施を提言した。

同システム導入に当たっては、人民銀行が指導的役割を果たすことが期待される。

なお、基金運用に当たっては、当分の間は預託した金融機関に預託金を再預託することとし、再預託率を徐々に引き下げていくことが考えられる。

また、相互資金支援基金については、西部地区ではなく、信用社や商業銀行などの業態単位で全国を対象に設立することも考えられる。（金融リスクの偏在可能性を考慮すると、この方式のほうが望ましいとの見方もできる。）

19.12 産業金融情報センター機能の整備

19.12.1 提言の背景

西部地域の産業金融分野では、全体的な資金供給不足に加えて、国有企業を始めとする融資先の固定化や産業金融商品の多様化欠如等の問題があり、円滑な資金循環が実現しているとは言いがたい。産業金融分野において市場経済ルールに基づく柔軟な金融仲介機能を促進するためには、資金需要者である産業分野事業会社の企業信用情報や経営・財務情報を、資金供給者である金融機関が効果的に蓄積・活用していくことが重要である。そこで現在、限定的な蓄積・利用にとどまっている産業分野の企業信用情報を地域の「産業金融情報センター」で一元的に蓄積・管理を行って、より透明性の高い産業金融市場の形成を促進するとともに、付加価値の高いさまざまな

まな「産業金融円滑化サービス」（産業金融周辺サービス）の形成・発展のための土台作りを行うことを提案する³⁵。

19.12.2 提言の内容

(1) 目的

産業分野における信頼度の高い企業信用情報を広範囲かつ一元的に蓄積・利用できる「企業信用情報データベース」の確立・運用を図るために「産業金融情報センター」を設立・運営して、産業金融における金融機関の貸出管理、リスク管理のための基礎情報の整備・利用の強化を図る。また、構築された企業信用情報データベースの情報を中期的に、より汎用性のある「企業情報データベース」に加工した上で利用者と利用可能範囲の拡大を図り、さまざまな産業金融円滑化サービスの形成・発展を促進することで、産業資金循環の活性化を図る。

(2) 実施主体

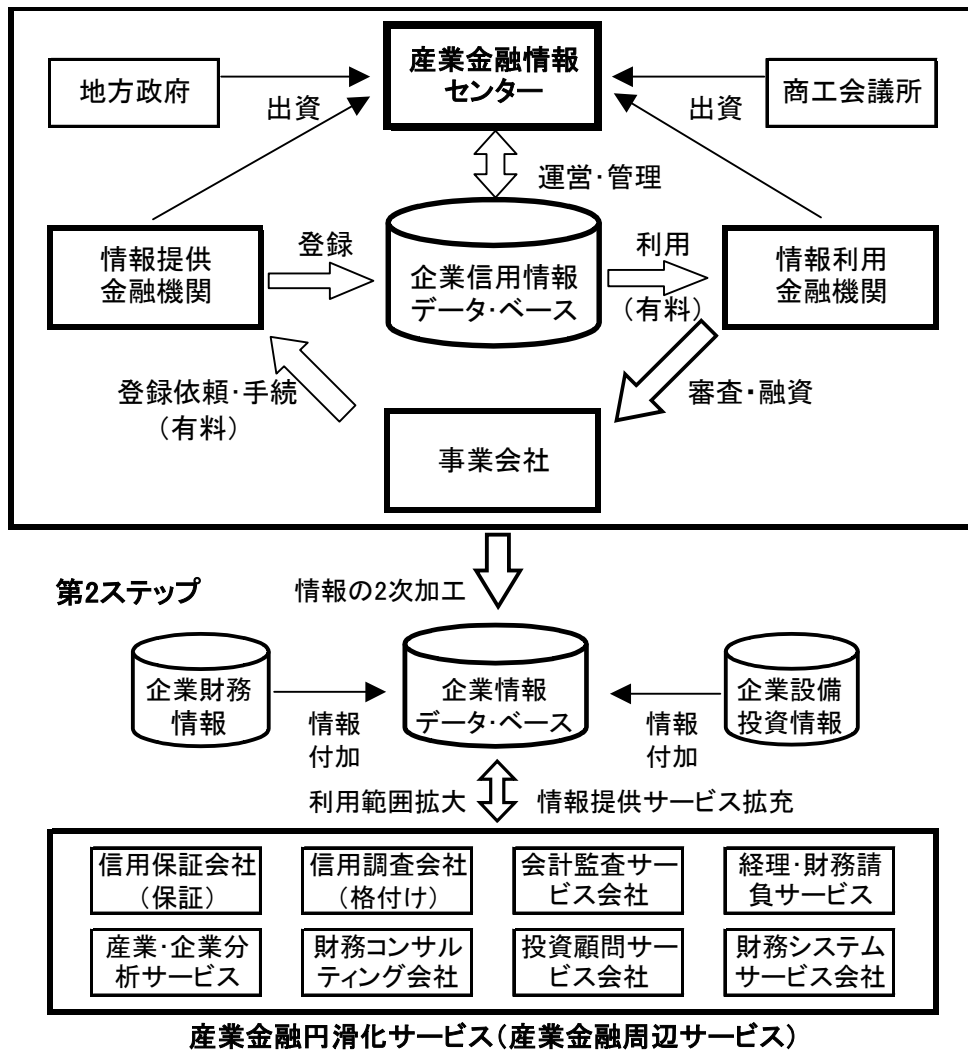
西部地域のなかで、広域的なブロック圏の中枢をなす大都市において、金融機関が共同で地域限定型の企業信用情報データベース運用会社としての産業金融情報センターを設立・運営する。同センターは会員企業である金融機関や地方政府からの出資をもとに独立した企業として設立し、企業信用情報の登録と利用に際して手数料を徴収することで自立的運営を図る。産業分野において政策金融機能を担っている国家開発銀行と、産業金融分野で長年の融資経験を有する中国工商銀行等の国有商業銀行が推進母体となり、全国性商業銀行や地域金融機関が会員として参画する。また、設立当初の出資を始めとして、地方政府や地域商工会議所が協力する体制とする。

(3) 産業金融情報センターの機能

産業金融情報センターに求められる機能は、融資や手形決済等の取引内容に応じた産業分野事業会社の企業信用情報を収集・蓄積・管理し、会員である金融機関の与信判断および融資契約後の取引管理のための参考資料としてこれを提供することである（図 19-34 参照）。利用会社である金融機関にとっては自行が有する企業信用情報だけでなく第三者機関に登録された広範な信頼度の高い信用情報を利用することで、より適切な与信判断を行うことが可能となる。事業会社にとっては自社の信用情報を第三者機関に登録することで、信頼度の高い情報開示を行うことで信用力の強化と有利な融資条件確保を目指すことができる。

³⁵ 産業金融円滑化サービス（産業金融周辺サービス）の種類は、図 19-1 に掲げるとおりである。金融業の発展のためには、調査・分析・コンサルティング等、金融業の周辺に広範な関連サービス分野が形成され、その裾野が拡大していくことが不可欠である。

図19-34 産業金融情報センターの概念図



出所：調査団作成

19.12.3 具体的実施手順

(1) ステップ1：実施主体の詳細検討

国家開発銀行と中国工商銀行を始めとする国有商業銀行の産業金融専門家チームを形成して、地域の産業金融における情報プラットフォームとしての産業金融情報センター設立のための主導的な企画・推進者、出資者、組織体制等について詳細検討を行い、実施主体の位置付けと責任体制を明確化する。

(2) ステップ2：企業信用情報データベースの内容・運用方針の設計

企業情報保護の観点に留意しながら、収集・蓄積すべき事業会社の融資や決済に係る信用情報の内容、対象事業会社、収集方法、蓄積期間、利用方法、費用負担等についての詳細設計を行う。

(3) ステップ3：西部の大都市における産業金融情報センターの設立・運用

広域的なブロック圏の中枢をなす複数の大都市において、産業金融情報センターを立ち上げ、それぞれの運用上の問題点を解決しながら、情報とサービスの向上を図る。西部地域の複数の大都市で同時並行的に産業金融情報センターを運用して、緊密な情報交換を行いながら、蓄積情報とサービス内容の向上と地域間の業務運用平準化を図る。

(4) ステップ4：大都市ごとの産業金融情報センターのネットワーク化と効率化

大都市ごとの複数の産業金融情報センターをネットワーク化し、「西部地域産業金融情報センター」として情報が共有化されるよう統合的な運用を図る。これにより、広範囲の地域と事業会社を対象にした、効率的な企業信用情報の蓄積と利用を促進する。

(5) ステップ5：企業信用情報の加工と情報追加による産業金融円滑化サービスの促進

確立した企業信用情報データベースを基礎として、情報の2次加工と取捨選択を行った上で、各事業会社の経営・財務情報や設備投資情報等を付加したより汎用性の高い「企業情報データベース」の構築・運用を図る。これらの情報を利用する産業金融円滑化サービス（産業金融周辺サービス）には、信用保証、信用調査（企業格付け）、会計監査サービス、事業会社の経理・財務処理請負サービス、産業・企業分析（アナリスト）サービス、財務コンサルティングサービス、投資顧問サービス、財務（コンピュータ）システムサービス等のさまざまな機能とサービス会社が考えられる。情報とサービスの付加価値向上を図ることで、新たな産業金融円滑化サービスの形成・発展を図り、産業分野の一層の資金循環円滑化を図る。

19.12.4 留意事項

上記の産業情報金融センターの設立・運用を図る上で以下の点に留意する必要がある。

- i) 産業金融情報センター活用意義の浸透：企業信用情報を同センターに登録することで、登録企業への多様かつ有利な融資・金融商品が提供されるという効果が実際に目に見えることで、センター活用意義が産業界に浸透する必要がある。
- ii) 個人情報その他秘匿さるべき企業の信用情報については、その厳格な保護を確保するとともに、利用者・利用範囲を明確にしたうえで、情報センターを運用する。
- iii) 中小企業を始めとする多様な事業会社の情報登録と利用の促進：情報収集・蓄積の対象とする事業会社は大中企業や国有企業だけでなく、近代的企業制度を導入して透明性ある経営を実現している中小事業会社を始めとする多様な事業会社を対象として、積極的な情報登録と利用促進を図る。
- iv) 産業金融円滑化サービスに係る制度環境の整備：情報利用の促進と産業資金循環の円滑化を促進するために、産業・企業分析サービスにおける「産業アナリス

ト認定制度」や投資顧問サービスにおける「投資顧問業認定制度」を始めとするさまざまな産業金融円滑化サービスに係る制度的要因の整備を図る。

19.13 金融統計の整備と経済モデルの活用

19.13.1 背景

中央銀行である人民銀行は、貨幣政策、マクロ経済コントロール、金融市場の安定、金融情勢の安定など金融政策上の職責を担っている。金融政策の策定、実施は本店（総行）が行うが、地方の分支行はこれを支援するため、各地方の経済・金融動向の調査を行っている。

2005年8月10日、金融市場として発展している上海に、人民銀行上海本部（総部）が開設された。上海本部の主要業務としては、①公開市場操作の実施、②上海における再割引業務引受け、③金融市場の監督とリスクの抑制、④金融市場動向の情報収集と分析、⑤各種調査の実施、などである³⁶。

これにより、従来、総行が担当していた金融政策の実施機能の一部を上海本部に移管されたことになる。この背景には、地域間にまたがる経済活動、資金移動が増加していることがある。これまでのように地方の分行の情報を中央に集めて総行で金融政策の決定を行い、地方に政策の指示を行う方法では、迅速で柔軟な対応が難しくなってきたことを反映するものである。

19.13.2 目的

西部地域の資金需要を把握し、安定的な資金供給のための適切な金融政策の実施が可能となるよう、地域における金融統計・データの収集・分析能力を高める。

19.13.3 具体的実施手順

(1) 地方における金融統計・金融データの精緻化

人民銀行分支行は、各地の金融動向について各種の調査を実施している。例えば、金融機関の融資額の増減、経済部門別の資金源、金融機関の不良資産額、銀行改革の進捗状況などである。しかし、西部開発のために開発資金の安定的な需給を維持するためには、西部における金融統計・データの把握をより強化することが望ましい³⁷。西部開発のための資金需給の状況を正確に把握することによって、適切な金融政策を講ずることが可能になる。

現在、経済統計には重要な統計数値が含まれていない、統計間にデータの不整合が存在するなどの問題点が存在する。また、今後は民間資金、外国資金の流入が増加することが考えられる。

³⁶ 人民網 2005年8月11日

³⁷ 人民銀行は、定期的に貨幣政策実施報告書（貨幣政策執行報告）を発表しているが、地方別あるいは西部地域についての報告書は作成されていない。

定期的に地域毎の金融統計を作成することは、西部開発を始めとして、各地域の特性に応じた開発を促進するための金融政策の策定に極めて有効である。既存の統計データを補完する資料を収集し、資金循環に関するデータを精緻化すること、とくに域外との資金移動の状況を正確に把握することが望まれる。

(2) 西部開発金融のための経済モデルの拡充

地域開発のための金融政策を有効に実施していくためには、短期、中長期の経済予測及び金融政策の変更が地域経済に与えるインパクトをより正確に予測する必要がある。

本件調査においては、一般均衡モデルである GTAP モデル及び多地域産業連関表を用いた中長期地域別マクロ経済予測と開発資金に要する資金需要を行った。本モデルを活用することによって、財政・税制政策、産業政策、地域開発政策等の経済政策が実体経済に与える効果を測定することが可能となる。

今後は、一般均衡モデルの枠内で動学的モデルを拡充することによって、外生的リアルショックを発生させるような経済政策が経済に与える短期の影響が中期的に収束するプロセスを把握できるようにすることが望まれる。これは中国経済にリアルショックが生じた場合に、適切な経済・金融政策を講ずるうえで有効となる。

(3) 金融動向の調査・分析を行う人材の育成

以上で述べたような金融統計の収集・分析の拡充を行うためには、金融統計、経済モデル、金融動向分析の面で人民銀行における人材の育成が必要となる。

方策としては、セミナーへの派遣、専門家の招聘、さらには国内の大学などの研究機関との交流、諸外国の中央銀行・政府機関・研究機関への短期・長期派遣、などが考えられる。

19.14 地方金融人材の育成

19.14.1 提言の背景

(1) 地方中小金融機関における人材育成の必要性

金融自由化と金融制度改革の進展から、地方の金融機関を取り巻く事業環境は大きな変化の波に晒されている。金融商品の多様化、IT化など金融サービスの近代化が急速に進んでいる。西部地域では、顧客の借入ニーズは高いが、融資を受けにくい状況になっている。とくに中小企業や農戸にとってその傾向が顕著である。その主要な理由の一つとして、金融機関の融資審査・債権管理能力が不十分なことが挙げられる。地方における金融機能向上のためには、金融機関で働く人材に、顧客との接点として、事業環境の変化に対応したより高度な金融サービスを提供する能力が求められる。このため、中小金融機関における人材育成の必要性は高い。

農村信用社の融資について言えば、これまで郷鎮企業向けの比率が大きく、農業金融のウエイトは小さい。今後は農村信用社の農業金融における役割を高めていくこ

とが期待されている。そのためには、融資担当者の農業金融に関する知識・ノウハウの向上が求められる。

(2) 中小企業・地方政府における金融人材の不足

中小企業の金融機関からの借入は困難な状況である。その一因として、中小企業における財務管理や財務諸表作成に関する能力不足がある。中小企業では金融・財務に関する知識・ノウハウや財務を担う人材が不足している。

また、地方政府においても、地域開発のための金融に関する知識・ノウハウが不足している。財政依存型の地域開発から脱却し、金融資金を活用した地域開発を進めていくためには、地方政府においても金融・財務に精通した人材が求められる。

19.14.2 提言の内容

(1) 目的

i) 金融人材育成のための制度・組織体系の整備

中国における金融人材育成のために資格認定制度の導入、金融人材教育訓練ネットワークの確立、中小金融機関向け教育研修プログラムの拡充を図る。

ii) 西部地域の中小金融機関における教育訓練制度の拡充

中小金融機関（城市商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社等）の人材養成の重要性に対する認識を高め、これら中小金融機関の人材教育・訓練の拡充を促進する。

iii) 西部地域における中小企業、地方政府の金融人材の育成

中小企業や地方政府において財務担当者を育成し、事業計画の策定や金融機関から資金の調達を行うチーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）となりうる人材の育成を図る。

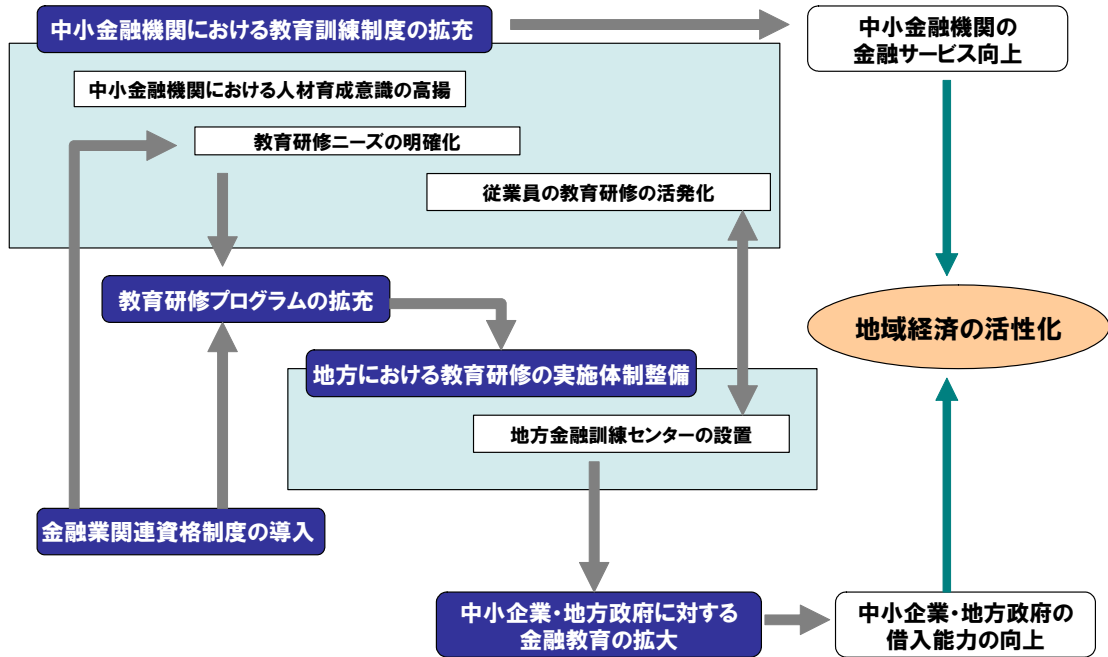
iv) 以上を通じた地域金融の機能向上

以上を通じて、地域の中小金融機関の金融サービスの向上を実現し、企業の資金調達環境を改善し、地域経済の活性化につなげていく。

(2) 担当部署

銀行業監督管理委員会、中国人民銀行、銀行業協会、中国金融教育発展基金会

図19-35 地方金融人材育成のコンセプト



出所：調査団作成

19.14.3 具体的実施手順

(1) 金融業関連資格制度の導入

現在、中国では金融業に関連する資格の導入が進められている。証券業に関しては、証券・先物・基金就業資格、証券販売代表人資格の3種の資格、保険業に関しては保険評価、経営、代理就業資格の3種の資格が導入されている。銀行業についても資格制度の導入が準備されており、人民銀行訓練センターのなかに中国銀行業就業資格証書試験委員会、金融業英語証書試験委員会が置かれている。また、中国金融教育発展基金の下に金融理財標準委員会が設置され、ファイナンシャル・プランナーの認定が行われている。

資格制度の導入には、以下のメリットがある。

i) 業界全体で人材評価基準の統一が図れる。

現在、大手銀行では、銀行ごとに自行の職員を対象として独自の技能・資格認定制度を実施している。各銀行の資格制度の内容には大きな違いはないものの、統一はされていない。一方、中小金融機関においては業務の標準化がなされていないことから、資格制度は機能しにくい状況である。

ii) 中小金融機関にとって人材教育コストの低減が図れる。

中小金融機関で独自の評価・考課制度を策定すれば、コスト負担が大きくなる。標準的な資格制度を導入することによって、従業員の質的レベルが向上するだけでなく、コストの低減も図れる。

iii) 教育研修サービス産業の育成が図れる。

資格制度が導入されれば、資格取得のための教育研修カリキュラムが整備されることになる。資格取得の教育研修カリキュラムを実施する教育研修サービス企業が育つことによって、国全体で教育研修サービスの向上が実現される。

資格の種類としては、金融法務、金融窓口サービス、貸出審査、債権管理・回収、経営分析・信用調査、外国為替取引などが考えられる。農村信用社向けに農業金融、中小企業金融なども有効である。また、公的資格として認定するものとしては、ファイナンシャル・プランナー、金融リスク管理、金融内部監査などが考えられる。

事例：日本における「銀行業務検定試験」

銀行業務検定試験は、銀行業務の遂行に必要な実務知識や技能・応用力についてその習得程度を測定することを目的として実施される。金融期間向けに教育研修事業を行う(株)経済法令研究会が母体となって設立された社団法人銀行業務検定協会が、1968年2月から実施しており、銀行業務検定試験は公的資格ではない。年間受験者数は約30万人に達している。試験科目は20科目、法人融資渉外、個人融資渉外、保険販売、窓口セールス、デリバティブ、経営支援アドバイザー、ファイナンシャル・アドバイザー、投資信託、法務、融資管理、財務、税務、金融経済、外国為替、年金アドバイザー、信託実務、証券、営業店管理、金融リスクマネジメント等であり、それぞれはレベル別に2～3の級に分かれている。試験は銀行、生保、損保など金融機関の職員を対象としているが、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫からの受験者が全体の7割以上を占めている。これらの銀行では当初は職員の自己啓発の動機付けや研修結果の測定のために利用していたが、現在では人事考課測定の資料として活用する銀行が大半を占める。

(2) 西部地域における金融人材教育訓練ネットワークの確立

1) 関連する機関

中国においては、高等教育機関が金融人材の主要教育機関となっている。従来から教育部管轄にあった大学に加えて、従来、人民銀行の管轄下にあった高等専科学校、金融中等専科学校も金融人材の育成では重要な役割を果たしている。高等専科学校には、中国金融学院（北京、対外経済貿易大学と合併）、保定金融高等専科学校、長春金融高等専科学校、哈尔滨金融高等専科学校、上海金融高等専科学校、南京金融高等専科学校、武漢金融高等専科学校、湖南財經学院、広州金融高等専科学校（広東）、西南財經大学（成都）、陝西財經学院（西安、西安交通大学と合併）があり、現在では教育部あるいは省政府に管轄が移されている。これらのなかには、省レベルの銀行幹部訓練コース、農村信用社幹部訓練コースを実施している大学もある。

また、中央銀行である人民銀行も含めて主要銀行は行内に自らの訓練センターを有している。人民銀行においては、北京訓練センターが、人民銀行の教育訓練の中心的役割を果たしている。訓練第1部は幹部教育、訓練第2部は、副庁局級以下の要員の教育、国際協力部は教育訓練における国際交流、遠隔教育部（中国人民銀行電化教育中心）は遠隔教育を担当している。北京訓練センターは中国電化教育協会金融專業委員会（中国電化教育協会金融專業委員会）の事務局にもなっている。人民銀行の中心分行等にも訓練センターが設置されている。

銀行業の業界協会としては銀行業協会があり、地方においても銀行協会が設立されている。銀监会が定めた銀行業協会工作指引の第17章に協会の職責として、「銀行就業人員資格試験及び関連する訓練を組織し、就業人員の素質を向上させる」とある。但し、金融人材育成のための教育訓練活動は活発ではない。

中国金融教育発展基金は、金融関係の大学で学ぶ学生に対する奨学金供与のほか、中小金融機関等への教育訓練等の活動を行っており、遠隔教育のためのE-ラーニングも実施している。

2) 地域金融訓練センターの設置

大手金融機関は自ら研修センターを有し、内部研修によって人材養成を行っている。しかし、中小金融機関にとっては自ら研修センターを設けることはコストが過大になり、また研修カリキュラムの開発にも能力面で限界がある。中小金融機関に対しては、業態別協会等が訓練センターを設置し、メンバーが共同で使用できるようにすることが望ましい。また、共同の研修センターを設置することによって各金融機関の費用負担を軽減すると同時に、カリキュラム開発の効率化を図ることができる。

従って、中小金融機関に対して教育研修を提供する目的で、各地方に当該地域における金融人材育成の中核的役割を果たす「地域金融訓練センター」を設置することを提案する。各地方の実状に合わせて、地方銀行協会、農村信用社連合社、あるいは教育訓練機関等がイニシアティブを取って「地域金融訓練センター」を設立するのである。教育訓練の実施機関は、金融関連の教育研修を行っている既存の大学あるいは研修センターを「地域金融訓練センター実施機関」として認定する方式により設置する。

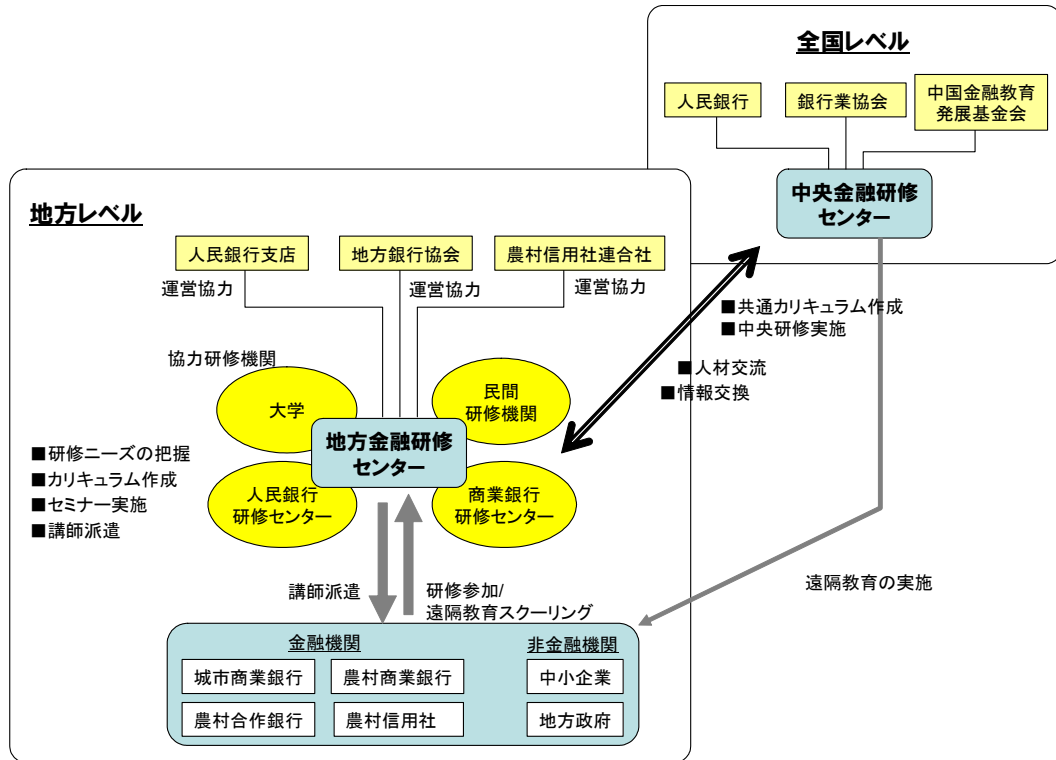
「地域金融訓練センター」は、地域の教育研修ニーズを把握し、ニーズに合致した研修カリキュラムを作成したうえで、城市商業銀行、農村商業銀行、農村商業合作銀行、農村信用社等の金融機関、地場の中小企業、地方政府等に対して教育訓練を実施したり、講師派遣を行う。同センターの運営は、参加金融機関からの会費、研修費収入等で賄う。

3) 中央金融訓練センターの設置

中央には、「地域金融訓練センター」を統括・支援する目的で、「中央金融訓練センター」を設置する。「中央金融訓練センター」の運営に対しては、中国銀行業協会、中国金融教育発展基金会、人民銀行研修センター等が支援を行う。

主な機能としては、金融業全体の動向からみた教育研修ニーズの把握、標準的教育研修カリキュラムの作成、海外機関との交流・情報収集、地方金融訓練センターへの情報提供、金融分野の主要研修機関・会社との交流、金融関連政府機関への意見答申などを想定する。

図19-36 地方金融研修センターのコンセプト



出所：調査団作成

(3) 中小金融機関向け教育研修プログラムの拡充

1) 金融自由化の進展に対応した教育研修プログラムの開発・実施

金融自由化に伴って金融機関において多様なノウハウ・技術を有した人材が求められるようになってきている。訓練課目も多様化せざるをえない。経済分析、プロジェクト評価、金融デリバティブ、プロジェクト・ファイナンス、金融リスク管理、消費者ローン、ファイナンシャル・プランナー等の分野にも対応していく必要がある。

2) 農業金融、中小企業金融の教育研修プログラムの開発・実施

農村信用社による農業金融や中小企業金融、都市商業銀行による中小企業金融など中小金融機関の事業特性に合わせた教育研修プログラムの開発・実施は、地方の中小金融機関の金融サービス向上と事業ドメインの確立に不可欠である。

また、同分野では財務分析、融資審査などに関わる基礎的な教育研修を徹底させることも重要である。

3) 遠隔教育プログラムの実施

地方における中小金融機関の従業員の教育研修を普及していくためには、距離的な制約をカバーするために通信教育、E-ラーニングを利用した教育プログラムを作成し、実施していくことが有効である。

(4) 西部地域の中小金融機関における教育訓練制度の拡充

地方の中小金融機関においても幹部層に対しては、様々なかたちで教育研修が実施されている。しかしながら、一般従業員に対する教育研修の組織体制は、概して貧弱だとされている。

城市商業銀行の従業員の多くは、合併前の城市合作社から引き継がれたものである。城市商業銀行の従業員の教育水準は、相対的に低い。20行の城市商業銀行のサンプル調査によると、中専以下の学歴の職員が全体の62%を占めている。農業銀行は同50%と、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行の約30%と比較すると、教育水準は低い。また新規採用にあたっては、城市商業銀行は4大国有商業銀行と比べると優秀な人材の採用が難しい。

農村信用社においても同様で、長年、縁故によって人材を採用してきたこともあり、従業員の教育水準や金融技能が低いという問題を抱えている。農村信用社の従業員教育に支払う費用は小さい。従業員1人当たりの年間教育支出が100元に満たない農村信用社もあると言う。

以上の状況に鑑みれば、地方の中小金融機関が金融サービスを向上させ、厳しさを増す競争環境のなかで競争力を高めていくためには、現場で顧客との接点となる人材の教育訓練に力を入れることが特に重要である。

まず、中小金融機関において経営戦略のなかに人的資源開発がしっかりと位置づけられる必要がある。そのうえで、商業銀行あるいは農村信用社は、現代的な経営管理に求められる優秀な管理者、専門家やその候補生が集まるよう人事制度を改め、同時に人材養成制度を導入されねばならない。

以上の観点から、銀监会、地方銀行協会、農村信用社連合社等は、中小金融機関に対して人事制度改革、人的資源開発を通じた金融サービスの向上、効率化を奨励していく。

(5) 西部地域における中小企業、地方政府の金融人材の育成

西部地域への持続的な資金流入を実現するためには、資金の需要者が十分な金融知識を有している必要がある。西部開発のための金融チャネルを拡大、多様化するためには、新たな金融技術の導入、リスク管理の強化などが求められる。しかし、西部地域の資金需要者である地方政府や企業は、新しい金融手法に関する知識・経験が不足している。また、中小企業では金融・財務に関する知識・技能や財務を担う人材が不足している。

こうした状況を解消するため、上記の地方金融訓練センターは、中小企業や地方政府を対象とした金融人材育成を実施する。

引用文献

「聯合是根本出路」（『組織人事報』2005年4月11日号）陆岷峰淮安市商业银行股份有限公司董事长とのインタビュー記事。

「農信社：盈利后钱该怎么花？——关于农信社扭亏后让有限资金发挥最大效益的对话」（『金融時報』2005年9月30日）中国人民银行江西省抚州市中心支行纪文氏、中国人民银行湖南省永州市中心支行黄小勇氏とのインタビュー記事。

第20章 開発・金融制度改革に係る法制度整備アクションプラン

20.1 「地域開発基本法」と「西部地域開発条例」の制定

20.1.1 提言の背景

西部大開発政策に関する法制度整備にとってもっとも重要な問題は、根拠法が存在せず、西部大開発戦略を規定する行政法規についても全て規範性文件の発布で政策が決定され、実施されて来ている点である。ようやく 2005 年に至り、第 10 期全人代において「西部開発法（仮称）」の制定が全人代の法律制定計画に取り入れられ、国務院においても 2005 年の立法計画に組み込まれることとなった。国務院では、同法の起草指導グループと起草作業グループが既に組織され、草案も提出されているということであり、早ければ 2006 年の第 10 期全人代第 4 回会議において「西部開発法」が通過・制定される可能性があると考えられていたが、他地域における同様の開発計画に関する法制度整備の要請も強く、「西部開発法」が先行して制定されるには困難が予想される事態となっている。

長期にわたり継続される必要があり、また多大な財政投入が求められる広域地域開発政策を、長期間にわたり規範性文献のみに立脚して実施し続けてゆくことは果たして妥当な方法であろうか。重要な国家政策を、透明性を確保しつつ安定的かつ一貫性を保ちつつ実施してゆくためには、早急に安定した法基盤を確立する必要がある。

20.1.2 提言の内容

- (1) 地域開発関連法制の基盤を形成するために、まず下記項目を含む「地域開発基本法（仮称）」を制定し、開発政策の策定・決定過程および実施方法の一般原則を規定する。
 - i) 地域開発政策の目的
 - ii) 地域開発計画の立案部署・方法
 - iii) 開発対象地域選定基準・手順
 - iv) 開発分野の明示
 - v) 地域開発計画決定の枠組み
 - vi) 政策実施の方法
 - vii) 政策実施の管理監督
 - viii) 財政予算配分の調整方法
 - ix) 政策立案・実施に係る主管および関連部署
 - x) 政策立案・実施における中央（上級）政府と地方（下級）政府の関係、等
- (2) 「地域開発基本法」を制定することにより、「立法法」が求める法体系に則り、時機に適う特定地域の地域開発政策の立案・実施が可能となる。すなわち、「地域開発基本法」に定められた原則を踏まえつつ、行政法規である国務院条例として特定地域の開発に関する政策を規定し得るようになる。国務院条例には、開発対象地域の実情

に沿った具体的な開発分野、開発手法等の内容を盛り込み、例えば「西部地域開発条例」、「東北地域振興条例」等として発布して行くことになる。この場合の具体的な例として、「西部地域開発条例」には、本報告書「現状分析編」において述べた、「西部開発法」草案の内容が含まれることになる。

- (3) 更に分野別・省別の詳細かつより具体的な政策は、部・委員会規章および地方性法規で規定していく事になる。
- (4) 「地域開発基本法」を制定することにより、「西部開発」・「東北振興」・「中部勃興」という広域を対象とする地域開発のみならず、より狭い地域を対象とする開発を国家政策として採用する場合にも法的基盤が用意されることになる。

20.1.3 提言の実施

主管部署：国家發展改革委員会、地域開発関連部・委員会

実施時期：中期

20.2 西部開発関連現行法規の見直しと法体系の整序

20.2.1 提言の背景

「地域開発基本法」および「西部地域開発条例」の制定と同時に、これらに抵触する可能性のある法律・行政法規・地方性法規の規定や、類似ないしは重複する法律・法規の洗い出し作業を進め、それらを修改正・失効・統合することにより、西部大開発戦略に関する整合性のとれた強固な法体系が確立されることになる。

20.2.2 提言の内容

- (1) 西部大開発戦略は経済・社会各分野にまたがる開発政策であり、現状、工業・農業・水利・投資・旅行・教育・科学・ハイテク産業等の振興に関わる特別法（行政法規、部・委員会規章）が存在しているが、これらの補足・修正・改正等を急ぐ必要がある。例えば「耕作を止め林に戻す条例（退耕還林条例）」は「西部地域環境保護監督条例」として改正される予定であるが、その他、インフラ整備・砂漠化予防・科学技術・教育・体制改革などについて、関連法規の制定が求められるところである。整備の手法としては、より上位の法律・法規に統合整理したり、同位の法規である場合には、より包括的な法規を制定することが肝要であろう。
- (2) さらに「地域開発基本法」・「西部地域開発条例」の制定を前提とすると、法体系の整序を行なうために、新法規の規定に抵触する行政法規、部・委員会規章、地方性法規は早急に失効させる必要がある。また、「西部地域開発条例」が求めるであろう、市場参入条件緩和・民営経済に対する差別の撤廃・非公有経済の発展促進・各所有制経済の発展促進を実現するためには、法制度の整備によって地方保護主義¹と行政支配を打破する必要があり、このための新法規の制定も急がなければならない。

¹ 地方保護主義：地方が地元の利益を保護すること。

- (3) このような作業を効率よく進めるためには、国務院法制機構の下に、「西部地域開発条例」の規定に関連する各部・委員会および西部地区の各省・自治区から法制担当者を招集して作業部会を創設して、新条例制定から時間をおかず、新しい包括的な法体系の構築を行なうことが重要である。そうすることにより、中央政府・各レベルの地方政府の紅頭文件²（中央政府の政令）や上級指導者の演説などに依るのではなく、規範性のある法規による新規政策・措置の実施が保証されることになる。

20.2.3 提言の実施

主管部署：国務院法制機構、関連する各部・委員会および西部地区の各省・自治区の法制担当者

実施時期：中期

20.3 「政策性金融機構基本法（仮称）」の制定

20.3.1 提言の背景

西部地域の政策性金融が商業化し、国家政策の支援という役割が弱体化してきているとの指摘がある。たとえば、国家開発銀行の貸付の殆どは有料のインフラ施設プロジェクトに使われ、長期的な収益を得ることを目指しており、貸付金利も商業銀行の貸付利率と差がなく、また資金運用面でも同行と商業銀行の間に競合状態が存在すると言われている。中国農業発展銀行では、農業開発に拘る政策性貸付という政策性金融業務は大幅に縮小され、食料備蓄のための農産品購買が業務の中心となっているとされている。

国家開発銀行と中国農業発展銀行の両政策性銀行の過度な商業化を防止し、本来の政策性金融業務に当たらせるためには、両行が政策性融資、とりわけ開発金融の担い手であることを法律によって規定し、法的強制力によって政策性金融業務の改善・推進を図ることが重要であると言える。

20.3.2 提言の内容

- (1) 政策性銀行の法基盤を確立し、その運営に法的強制力を及ぼそうとする場合、現存する政策性銀行がいずれも行政法規である国務院通知によって設立されていることから、行政法規の上位法である「法律」の制定が必要となる。但し、政策性金融に関する法制化にあたっては、その対象を政策性銀行のみに限定しないことが重要である。政策性金融の実施機関は、将来にわたっても現存の「政策性銀行」のみであり続けるとは限らない。一定の制度的枠組みの中で、特定の分野（例えば中小企業、住宅、個人事業者等）を対象として低利・固定の金利で（時として長期の）融資を行なう政策性金融（日本でいうところの「制度金融」）を担う金融機構（日本でいうところの「公庫」）、地域性開発金融機関・開発基金等の出現可能性もあり、これら

² 紅頭文件：党や政府機関発行の公文書。発行機関名が通常赤色で印刷されていることから付けられた略称。

を包括的に規定・管理する「政策性金融機構基本法（仮称）」の制定が望ましいと言える。

- (2) 「政策性金融機構基本法（仮称）」は以下の事項を規定する。
- i) 政策性金融機構の目的（政策性金融の定義）
 - ii) 政策性金融機構の設立手順
 - iii) 資本金調達方法
 - iv) 業務内容の決定手順
 - v) 予算・決算及び財務諸表の作成
 - vi) 融資資金の調達方法
 - vii) 管理監督
 - viii) 業務報告
 - ix) 業務評価方法
 - x) 主管行政部署、等
- (3) 本法律の制定により、政策性銀行・制度金融機構・地域性開発金融機関・開発基金等の迅速な設立、運営の透明化・規範化といった効果が期待できる。

20.3.3 提言の実施

主管部署：中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、財政部、国家發展改革委員会

実施時期：中期

20.4 「政策性金融機構基本法」に基づく条例の整備

20.4.1 提言の背景

「政策性金融機構基本法」が制定された場合、現存の政策性銀行設置に関する国務院通知の内容に齟齬をきたす場合が考えられる。また今後政策面での選択に従って、例えば地域性開発金融機構等が設立される場合においては、その設立・運営に関し、「政策性金融機構基本法」に準拠する形で速やかに条例が制定される必要がある。

20.4.2 提言の内容

第 19.2 章で示した「西部開発基金」設立の場合を例にとれば、「西部開発基金条例」では以下の事項が規定されることになる。

- i) 基金における「政策性」の定義
- ii) 基金の業務分野
- iii) 財政からの資本投入比率
- iv) 資本金調達の方法
- v) 融資原資の調達方法
- vi) 融資決定の手順
- vii) 予算・決算及び財務諸表の作成

- viii) 内部管理方法
- ix) 監督機関への業務報告手順
- x) 西部開発基金の融資の実行機関である国家開発銀行との業務関係等
- xi) 第 20 章 3.2 で述べた各種政策性金融機構（政策性銀行、制度金融機構、地域性開発金融機関・開発基金等）が新たに設立される場合においても同様の条例が制定されるべきであるとともに、現存する政策性銀行の場合には、「銀行章程」のみならず、設立時に発布された国務院通知についても必要な修正が加えられるべきである。それにより政策性金融機構基本法の規定に合致した業務執行が担保されることとなろう。

20.4.3 提言の実施

主管部署：中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、財政部、国家発展改革委員会、関連省政府、政策性銀行

実施時期：中期

20.5 地域性銀行振興のための法制度整備

20.5.1 提言の背景

西部地域では国有商業銀行の支店が独占的な地位を占めており、地方の金融機関（都市商業銀行、信託投資会社、証券会社、都市信用組合、農村信用組合など）の体質は弱いままとなっている。これら地方中小金融機関は業績が停滞し、不良債権率も高く、業務範囲も減少して行く傾向にある。

一方で、国有商業銀行は収益性を高めるために地方の不採算支店の統廃合を推進しており、地方における金融システムの維持・改善のためには、地域に密着した金融機関の育成・振興が求められるところである。特に地域開発のための金融分野においては、地域性金融機関の果たす役割は大きく、その拡充は重要である。

20.5.2 提言の内容

2004年2月1日施行の修正商業銀行法第13条では、商業銀行設立のための最低登録資本金を、全国性商業銀行で10億元、城市商業銀行で1億元、農村商業銀行では5,000万元と定めており、第19条では分支店（分支机构）の運営資金は総資本金の60%を超えないことと規定されている。また第39条では自己資本比率を最低8%、貸付/預金比率を最高75%、流動性資産/流動性負債比率を最低25%とし、同一貸付先に対する貸付上限を純資本金の10%に制限している。

地方性商業銀行の設立をより容易にするには、最低資本金・自己資本比率を引き下げ、また融資先を多様化するには、同一貸付先に対する対資金融資比率の上限を引き下げることが必要であろう。地域ニーズに合致した地域密着型融資（特に中小企業、農業向け融資）を実現するには分支店の運営資金比率を高めることが求められる。これら、修正商業銀行法の規定を見直す条項と共に、より厳格な検査体制や

財務情報の一般への公開義務化等の内容を加えた「地方性商業銀行振興法（仮称）」を制定し、地域性中小銀行振興策に法的基盤を提供することが必要である。

20.5.3 提言の実施

主管部署：中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会

実施： 中期

20.6 地方債発行のための法整備

20.6.1 提言の背景

「中華人民共和国予算法」第28条第二項に「法律と国務院の別途の規定に依る以外、地方政府は地方政府債券を発行し得ない（除法律和国务院另有規定外，地方政府不得发行地方政府債券）」と規定されており、地方債発行のためには法律の改定または修正と地方債発行に関する行政法規の制定が必要となる。

20.6.2 提言の内容

- (1) 「予算法」第28条第二項の規定を「法律と国務院の規定に従い地方政府は地方政府債券を発行できる（按照法律和国务院另有規定，地方政府得发行地方政府債券）」と改正し、地方政府債権発行の原則禁止方針から解禁方針へ改める。
- (2) 「担保法」第8条では「国家機関は保証人となることを得ず。但し、国務院が承認した外国政府或いは国際経済機構からの借款を利用して転貸を行なう場合は除く（国家机关不得为保证人，但经国务院批准为使用外国政府或者国际经济组织贷款进行转贷的除外）。」と規定されており、現在の条文に「国務院の認可を得て行なう地方政府債券の発行についても除く」という規定を追加し、直轄市・省政府の保証行為を可能とする。
- (3) 上記法改正を受けて、さらに国務院において下記項目を含む「地方政府債券条例」を制定する。
 - i) 地方政府債券の発行認可手続き
 - ii) 発行債権の総枠決定の方式
 - iii) 発行済み債券の還付方式
 - iv) 債券により調達した資金の用途に関する監査方式
 - v) 発行元である地方政府の財務 Disclosure 義務付け
 - vi) 地方政府の格付け制度
 - vii) 上部機構への報告義務・方法等

20.6.3 提言の実施

主管部署：財政部、国家發展改革委員会、直轄市・省政府

実施：中期

20.7 地方政府による債務状況の監督・管理法制

20.7.1 提言の背景

西部開発の進展に伴い、地方政府が独自に行なう外部借入（外債）の管理が重要性を増している。地方政府の借入は最終的には地方財政の信用力を背景とする場合が多く、また上記 20.6 章で提言されている地方政府による債券発行が可能になった場合においては、その債務返済は財政への負担となるものである。したがって地方政府の債務状況については厳密かつ慎重な管理が求められるところである。

20.7.2 提言の内容

地方政府債券を含む地方政府の債務状況を把握し、厳格な管理を行ない、問題の発生を事前に阻止し、地方政府の財務の健全性を確保するために、「地方政府債務管理法（仮称）」を制定し、地方政府の債務（外債を含む）に対する有効かつ実務的な監督指標、評価制度、報告制度を規定し、監督管理を強化する。

20.7.3 提言の実施

主管部署：財政部、国家発展改革委員会、直轄市・省政府

実施：中期

20.8 PPP（公民連携方式）を可能とするための法整備

20.8.1 提言の背景

プロジェクト金融の多様化の一手法として提言されている PPP は先進的融資方式によって支えられている。その融資を可能ならしめるためには、複雑な権利・義務関係の調整、各種保証制度の整備、プロジェクト資産の担保化、優先・劣後条件の処理、破産等に関する法制度の完備が求められる。

中国においては既に「契約法」、「担保法」、「競売法」、「仲裁法」が単独法として制定されており、民事責任・債権・契約不履行時等の対処については「民法通則」で、また民事保全・執行については民所訴訟法による規定が存在するが、さらに次の事項につき改善が図られる必要がある。

20.8.2 提言の内容

(1) 「物権法」の制定

複雑な権利・義務関係を規定し、法的強制力を持ち整合的で信頼性のある民事契約を可能と成らしめるためには、現在草案が公開され各界からの意見集約過程にある「物権法」が先ず制定される必要がある。「物権法」の成立によって初めて、プロジェクト資産の担保化、優先・劣後条件の処理、抵当権行使の実効性が保証されることになる。

(2) 「民事保全法」、「民事執行法」の制定

さらに民事訴訟法第9章では民事保全を、第3篇では民事執行について定めているが、強制執行を行なう債務名義に「確定した執行判決のある外国裁判所の判決」や「確定した執行決定のある仲裁判断」が含まれていないなど、外国資本が関係することの多いPPPについては内容的に不十分な面がある。民事訴訟法第29章「司法協力（司法協助）」で一括して外国裁判所の判決や外国の仲裁機構の仲裁判断（国外仲裁机构的裁判）の執行について規定しているが、あくまでも、中国が締結している2国間条約に則り、「互惠」原則に基づき中級人民法院が審査し、中国の法律原則・国家主権・安全・社会公共の利益に反しないと判断された場合にのみその効力を認め、執行命令を出すとされている。

また強制執行の方法について、金銭の支払を目的とするものであるかどうかや、強制執行の対象が不動産・船舶・動産・債券である場合のそれぞれの個別規程もなく、公示書等損壊・陳述等拒絶や虚偽の陳述に対する罰則も規定されていない。

透明性と規範性を高め、国際的な民事契約の実効性に対する信頼性を得るためにも、上記事項を改善した上で、独立した「民事保全法」と「民事執行法」を制定すべきである。

20.8.3 提言の実施

主管部署：国務院法制委員会

実施：短期～中期

20.9 金融リスク管理体制整備のため法基盤整備

20.9.1 提言の背景

金融リスク管理体制を整備する上で、法務リスク（金融取引者間の権利・義務を定める契約の保護）と信用リスク（貸倒れリスク）に備える法制度整備が重要である。現状、法務リスクに関しては、契約行為、債権に関する一般条項、保証行為、契約違反行為・不履行時の取り扱い等に関する法律の整備は終えているが、「物権」に関する法律が不備であり、また信用リスクに関しては民事訴訟法に民事保全や民事執行に関する規定があるのみで、独立した法律は存在しない。特に国有企業や不動産業界に対する不良債権が中国の金融システムの重荷となっている現状から、民事執行に関する法制度整備は急務である。

20.9.2 提言の内容

(3) 「物権法」の制定

現在全人代常務委員会で審議され、また一般に公開されている「物権法」草案を早急に法律として制定する。

(4) 「民事保全法」と「民事執行法」の制定

以下の観点から民事訴訟法の規定を再検討・再整理し、「民事保全法」と「民事執行法」ないしは「民事保全執行法」として単独の法律とする。

強制執行が金銭の取り立てを目的とする債権についてのものかどうか、不動産に対するものか動産に対するものかについて、条文を区別しつつ詳細規定を設ける

- i) 「債務名義」を集約して既述する
- ii) 不動産を目的とする担保権の実行（担保不動産競売と担保不動産収益執行）に関する規定を加え、競売法との重複を避ける
- iii) 被執行人における財産隠匿を防止するために罰則規定を新設する

(5) 「破産法」の改定

「公司法」・「民法通則」に含まれる企業の破産に関する条項を集約し、かつ、全民所有制企業の破産にのみ適用される現存の「破産法」と統合し、全企業に適用される破産に関する法律を制定する。

20.9.3 提言の実施

主管部署：国務院法制委員会、中国人民銀行

実施：短期～中期

付属資料

中国西部開発金融制度改革調査 関係者一覧（敬称略、所属は調査実施時）

中国側

ステアリング・コミッティー メンバー

中国人民銀行 研究局 局長	唐 旭
国務院西部地区開発指導小組弁公室 総合計画組 組長	杜 平
財政部	杜 炎
国家開発銀行 業務発展局 処長	傅瑾誠

カウンターパート

中国人民銀行 行長助理	易 綱
中国人民銀行 研究局 局長	唐 旭
中国人民銀行 研究局 副局長	張 涛
中国人民銀行 研究局 処長	劉 萍
中国人民銀行 研究局 副処長	梁 冰
中国人民銀行 研究局 副研究員	宋小梅
中国人民銀行 研究局	邱海洋
中国人民銀行 研究局	張韶華
中国人民銀行 研究局	王学軍
中国人民銀行 研究局	汪澄清
中国人民銀行 研究局	武旭川

中国人民銀行 瀋陽分行 金融研究処	李立君
中国人民銀行 瀋陽分行 金融研究処	張 敖
中国人民銀行 西安分行 金融研究処	孫天椅
中国人民銀行 西安分行 金融研究処	王 倩
中国人民銀行 重慶營業管理部 金融研究処	李木祥
中国人民銀行 重慶營業管理部 金融研究処	袁 韋
中国人民銀行 蘭州中心支行 金融研究処	馮宗敬
中国人民銀行 蘭州中心支行 金融研究処	郭常民
中国人民銀行 蘭州中心支行 金融研究処	魏長江
中国人民銀行 貴陽中心支行 金融研究処	孫 涌
中国人民銀行 貴陽中心支行 金融研究処	項 明
中国人民銀行 榆林中心支行	張 軍
中国人民銀行 榆林中心支行	王崇傑
中国人民銀行 定西中心支行	陳愛玉

日本側

国内支援委員会

委員長（九州国際大学 教授）

平田 昌弘

委員（日本政策投資銀行 国際・協力部長）

小山 昌久

調査団

総括/マクロ政策

長瀬 要石

副総括/開発金融政策

三島 一夫

技術移転 1（開発金融政策）

亀谷 祥治

技術移転 1（開発金融政策）

入沢 稔

開発金融制度

七條 元一

技術移転 2（開発金融制度）

橋山 禮治郎

法制度

松井 洋一

財政・税制度

朱 炎

産業再生 1

岩瀬 信久

産業再生 2

末武 透

貧困対策/マイクロファイナンス

石渡 文子

技術移転 3(マイクロファイナンス)

国沢 利奈子

農業振興

石原 淑子

産業インフラ整備

足立 圭司

投資促進

柘植 裕人

経済モデル構築

阿部 一知

金融リスク管理

墳崎 敏之

業務調整

岩名 葵